

# 官報 号外 平成九年十一月六日

○第一百四十一回 衆議院会議録 第九号

平成九年十一月六日(木曜日)

議事日程 第四号

平成九年十一月六日  
午後一時開議

第一 財政構造改革の推進に関する特別措置法

案(内閣提出)

第二 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件

案(内閣提出)

第三 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

日程第一 財政構造改革の推進に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第一 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件

日程第三 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

許可等の有効期間の延長に関する法律案(内閣提出)

持株会社の設立等の禁止に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併

平成九年十一月六日 衆議院会議録第九号 議員辞職の件 財政構造改革の推進に関する特別措置法案外一件

午後一時四分開議  
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

財政構造改革の推進に関する特別措置法案及び同報告書

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(伊藤宗一郎君) 議員正森成二君から辞表が提出されております。これにつきお諮りいたします。

まず、その辞表を朗読させます。

〔参事朗説〕

手続の特例等に関する法律案(内閣提出)及び罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

正森成二君の辞職願

今般一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしました御許可願います。

一九九七年十一月四日

衆議院議員 正森 成二

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

正森成二君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、辞職を許可することに決まりました。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 財政構造改革の推進に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第一 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件

日程第三 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

許可等の有効期間の延長に関する法律案(内閣提出)

持株会社の設立等の禁止に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併

平成九年十一月六日 衆議院会議録第九号 議員辞職の件 財政構造改革の推進に関する特別措置法案外一件

○中川秀直君登壇  
〔中川秀直君登壇〕

○中川秀直君登壇 大だいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法案及び漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件につきまして、財政構造改革の推進等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、財政構造改革の推進に関する特別措置法案について申し上げます。本案は、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、財政構造改革の当面の目標、主要な経費に係る量的縮減目標、政府が譲すべき制度改革及び地方財政の健全化に関する事項等を定めるものであります。

第一に、財政構造改革の当面の目標として、平成十五年度までに国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比を3%以下とすることに加え、国の一般会計について特例公債から脱却すること等を定めております。

第一に、財政構造改革の当面の目標として、平成十五年度までに国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比を3%以下とすることに加え、国の一般会計について特例公債から脱却すること等を定めております。

第二に、社会保障、公共投資、文教等の歳出分野ごとに、改革の基本方針、量的縮減目標を定め、歳出の改革と縮減の枠組みを明らかにしておられます。

第三に、地方財政の健全化につきましては、地方政府は、国に準じ、財政構造改革に努め、財政の自主的かつ自立的な健全化を図る責務を有すること、政府は、地方財政計画における地方一般歳出が抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずること等を規定しております。

次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、

漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件について申し上げます。

本件は、我が国財政の危機的状況のもと、漁港整備計画の計画期間を平成十二年度まで二年間延長することについて国会の承認を求めようとするものであります。

両案件は、去る十月十七日本委員会に付託され、同日三塚大蔵大臣及び島村農林水産大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。同月二十日から質疑に入り、連日質疑を重ねたほか、同月三十日及び十一月四日には参考人からの意見聽取及び質疑を行いました。また、十一月四日には民主党から量的縮減目標に関する規定の削除等を内容とする財政構造改革の推進に関する特別措置法案に対する修正案が提出され、趣旨の説明を聽取した後、原案及び修正案について質疑を行った。等慎重に審査を行い、同日質疑を終局いたしました。

主な質疑の内容は、財政構造改革の緊急性と必要性並びにその手法の妥当性、我が国経済の現状認識と景気対策のあり方、本法案と国会の予算審議権との関係、ウルグアイ・ラウンド対策費等補正予算の取り扱い方針、特別会計、財政投融資の改革方針、国債管理政策のあり方、財政赤字の対内総生産比三%目標が達成できなかつた場合の責任の所在、社会保障関係及び文教並びに中小企業対策予算抑制の妥当性、公共投資基本計画、公共事業関係長期計画と公共事業の量的縮減目標との関係、防衛予算の妥当性、政府開発援助のあり方、地方公共団体の財政構造改革方針、漁港整備計画の進捗状況など、広範な観点から熱心な議論が交わされました。その詳細は会議録に譲ることといたします。

民主党は、将来の世代に過大な負担を残す放漫かつて、昨五日討論に入り、自由民主党の野田聖子君から原案に賛成、修正案に反対、新進党的原口博君から原案に反対、修正案に賛成、民主党の生方幸夫君から原案に反対、修正案に賛成、日本共産党的矢島恒夫君から原案及び修正案に反対、社会民主党・市民連合の濱田健一君から原案に賛成、修正案に反対、太陽党的栗屋敏信君から原案に反対、修正案に賛成の意見表明がありました。議論の結果、原案に賛成の者は、濱田健一君を除く衆議院議員全員で、修正案に賛成の者は、野田聖子君を除く衆議院議員全員であります。

対、社会民主党・市民連合の濱田健一君から原案に賛成、修正案に反対、太陽党的栗屋敏信君から原案に反対、修正案に賛成の意見表明がありました。

案について賛成少数をもって否決し、次いで、財政構造改革の推進に関する特別措置法案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件は賛成多数をもって承認すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両件中、日程第一に対しては、池田元久君外一名から、成規により修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨弁明を許します。海江田万里君。

財政構造改革の推進に関する特別措置法案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

(海江田万里君登壇)

○海江田万里君 私は、提案者を代表し、議題となるました内閣提出の財政構造改革の推進に関する特別措置法案に対する民主党提出の修正案の趣旨弁明をいたします。

この段階で容易にその達成状況を確認できます。

二〇〇三年度までに赤字国債ゼロというもう一つの目標も、国民に誤解を与えることなく、予算審議を進める上でかえって有害なので削除していま

す。赤字国債を悪者扱いし、建設国債は野放しにするという財政運営のやり方こそが、隠れ借金を含めて五百一十兆円に上る今日の累積債務の拡大を招いた大きな原因であることは、特別委員会の議論を通して明らかになりました。

また、財政の健全化には、国全体の公債発行や

借入金の総額を国の経済規模に對して一定以内に

抑制することが重要です。赤字国債という部分で

はなく、国債全体を管理することで、新たな財政

運営の規律を確立する必要があります。公債発行

方針としています。この観点から見ると、政府案

は、財政収支のつじつま合わせを優先し、予算の

重点配分という構造改革をなおざりにしたと言わ

ざるを得ません。そこで、財政の健全化と構造改

革を両立し、景気対策などにも柔軟に対応でき

る、与野党が合意可能な枠組みとして修正案を提出いたしました。

第一に、政府案では、財政赤字の指標として中央政府と地方政府の貯蓄投資差額の合計額を用いて、これを二〇〇三年度までに国内総生産の三%以内にするとしています。この貯蓄投資差額には外國為替管理特別会計など為替相場次第で変動する事業会計の収支も含まれており、政府の恣意的な操作で毎年の赤字幅が大きく動くことになります。貯蓄投資差額は数字の確定に二年を要し、予算審議の段階では財政赤字が確定するところはありませんし、対国内総生産比で目標が達成できたかも検証できません。これでは、法律で財政健全化の目標を決めて、国会で予算を民主的にコントロールすることは不可能です。

修正案では、財政健全化の指標を国全体の借金を最も端的にあらわす国と地方自治体の公債発行及び借入金の総額に改めています。これにより、財政健全化の指標はわかりやすくなり、予算審議の段階で容易にその達成状況を確認できます。

二〇〇三年度までに赤字国債ゼロというもう一つの目標も、国民に誤解を与えることなく、予算審議を進める上でかえって有害なので削除していま

す。赤字国債を悪者扱いし、建設国債は野放しにするという財政運営のやり方こそが、隠れ借金を含めて五百一十兆円に上る今日の累積債務の拡大を招いた大きな原因であることは、特別委員会の議論を通して明らかになりました。

また、財政の健全化には、国全体の公債発行や借入金の総額を国の経済規模に對して一定以内に抑制することが重要です。赤字国債という部分で

はなく、国債全体を管理することで、新たな財政

運営の規律を確立する必要があります。公債発行

方針としています。この観点から見ると、政府案

は、財政収支のつじつま合わせを優先し、予算の

重点配分という構造改革をなおざりにしたと言わ

ざるを得ません。そこで、財政の健全化と構造改

革を両立し、景気対策などにも柔軟に対応でき

ます。また、政府案のように、集中改革期間と称して三年間にわたる分野別の歳出上限、キャップを設けることは、予算の重点配分という本来の財政構造改革を阻害し、かえって財政の硬直化を招くおそれがあるので、修正案では関連条文をすべて削除しています。分野別キャップ方式を債務総額管

理方式に改めることで、初めて財政規律の確保と予算の重点配分を両立できると考えます。

財政再建の抜け穴を防ぐ意味で、補正予算の編成は、災害や予想を超えた景気の悪化など、予算編成後の緊急な事由に基づく経費に限定すべきことは言うまでもありません。修正案では、公債発行及び借入金の増額を伴う補正予算の国会提出に際して、目標年次までの残りの期間に必要な歳出減または歳入増のための計画を国会に提出するよう政府に義務づけています。これは日本版のペイ・アズ・ユー・ゴー、収支相償原則と言えるもので、これにより、国会で十分な情報をもとに、場合によっては財政健全化の目標年次を動かすといった柔軟な議論もできます。

公共事業や教員配置等に関する計画の一連の年延長も、むだなく公共事業などを温存する一方で、予算に義務づけています。これは日本版のペイ・アズ・ユー・ゴー、収支相償原則と言えるもので、これにより、国会で十分な情報をもとに、場合によっては財政健全化の目標年次を動かすといった柔軟な議論もできます。

公共事業や教員配置等に関する計画の一連の年延長も、むだなく公共事業などを温存する一方で、予算に義務づけています。これは日本版のペイ・アズ・ユー・ゴー、収支相償原則と言えるもので、これにより、国会で十分な情報をもとに、場合によっては財政健全化の目標年次を動かすといった柔軟な議論もできます。

各歳出分野別の方針については、公共事業予算是、入札制度改革や公共事業に関する計画の見直し等を前提に抑制する方針を明記しました。文教予算は、三十人学級の導入等を急ぐ観点から、矛盾する政府案の文言を削りました。防衛関係費は、肥大化する後年度負担の抑制を図る観点から、国庫債務負担行為の縮減に努める旨の規定を追加しています。医療保険や年金制度改定など、何ら構造改革の方向性を示さない努力義務規定も、不要なので削除しています。

こうした柔軟な財政健全化の枠組みの中での

修正案では毎年その執行状況に照らした見直しを行っています。

以上が民主党提出の修正案の概要であります。

現在の日本は、百年に一度の大転換期、大変革期を迎えてます。そうした中で、財政構造改革を行なうのはまさに国家百年の大計であります。二十一世紀の日本の社会が平和で自由で安心できる社会となるよう、その礎を築く民主党の修正案にどうか与野党を超えた御賛同をいただけますように心からお願いして、修正案の趣旨弁明を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。白川勝彦君。

[白川勝彦君登壇]

○白川勝彦君 私は、自由民主党、社会民主党、市民連合 新党さきがけを代表して、ただいま議題となりました財政構造改革の推進に関する特別措置法案及び漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求める件に賛成し、民主党提案の修正案に対し反対の討論を行うものであります。(拍手)

我が国は、戦後、焦土の中から、国民のたゆまぬ努力により、一人当たりの国民所得が米国の一・三倍になるなど、豊かな経済社会を築き上げてまいりました。しかしながら、高齢化の急速な進展、それに伴う生産年齢人口の大幅な減少が見込まれるものと、従来のような単純な右肩上がりになつております。

一方、二次にわたる石油危機やバブル崩壊後の景気調整策に大きく依存した結果、長期債務残高は、国と地方を合わせて今や国内総生産額に匹敵するまでの巨額なものとなり、主要先進国の中でも最悪と言われる危機的な財政状況となつております。

さらに、今後、少子・高齢化の進展に伴う財政支出の増加が確実視され、現状を放置したままでは、経済の活力が著しく低下し、将来世代に背負

い切れない負担を残すことは明らかであります。

本法案は、こうした我が国の財政の危機的な状況を踏まえ、早急に財政の健全化を図り、多様な財政需要に対応できる財政構造を実現するため提出されたものであり、まことに時宜にかなった措置であります。

以下、賛成する理由を具体的に申し述べます。

第一は、財政構造改革の緊急性かつ必要性についてであります。

我が国の平成九年度の長期債務残高は、国、地方合わせて約四百七十六兆円に達する見込みであります。このまま財政赤字の累増を放置すると、国財政は破綻し、本来我が国が果たすべき役割を果たせなくなるばかりでなく、社会保障制度の崩壊が懸念される等、深刻な社会問題が生ずるおそれがあります。その意味で、一刻も早く財政構造改

革に着手し、その着実な実行を図ることが強く求められているところであり、本法案はその期待に沿うものであります。

野党は、財政構造改革よりも景気対策を優先するべきとの主張をされていますが、バブル崩壊後の累次にわたる経済対策が、財政赤字を急速に拡大させた要因であつたばかりでなく、経済社会の構

造改革への取り組みをおくらせてきた原因でなつたことは周知の事実であります。さらにつけて加えていふことが不可欠であるとの認識が常識化しております。

野党からは、本法案は当初予算のみに限定され成長を達成するためには、健全な財政を維持していくことなどが不可欠であるとの認識が常識化してお

ります。野党は、本法案においては、健全な財政を維持していくとの批判がありますが、本法案における財政健全化目標はいずれも補正予算を含めた実績値をもって示すこととなっており、補正予算についてもその枠内にあることは明白であります。

現状を放置すれば、財政赤字を加えた潜在的な賛成の第四の理由は、本法案は、中長期的に國民負担率は、西暦二〇二五年度には七〇%を上回ると試算されております。所得の七割が税と社

会保障で消費、自分が実際に使えるお金は三割しかないということになると、勤労意欲が喪失するなどの深刻な問題が生ずることは明らかであります。

本法案において、これまでの概算要求基準には設定することも、制度改革及び基本方針を定める等、財政構造改革の具体的方策を明らかにしてお

ります。その第二は、本法案において、量的縮減目標を

設定することとともに、制度改革及び基本方針を定めることであります。

本法案において、これまでの概算要求基準にはない、例えば、公共事業費七%削減、政府開発援助費の一〇%削減を初め、防衛費、社会保障関係費等の抑制を明示し、個々の歳出の中身にまでも踏み込んだことは、財政の健全化に向けた改革を

確実に行い得る方策として評価すべきものであります。

また、財政運営の当面の方針において、特別会計を含むすべての歳出分野を対象として改革を進めるものとされており、さらに地方財政の健全化についても積極的に取り組むこととされておりま

す。特別会計あるいは地方財政に言及していないとする野党の指摘は、的外れなものと言わざるを得ません。

その第三は、財政構造改革の目標を明確にしているところであります。

財政構造改革を推進する上で重要なことは、政府みずからが目標を掲げ、実行するという強い決意を示すことであります。

本法案において、西暦二〇〇三年度までに財政赤字を国内総生産比三%以下にするなどの目標を定めたことは、財政改革に対する政府の並々ならぬ意思を示したものであり、高く評価するものであります。また、この目標達成によって長期債務残高の上昇にも歛どめがかけられることになり、この点においても財政の健全化に資することとなります。

野党からは、本法案は当初予算のみに限定され成長を達成するためには、健全な財政を維持していくとの批判がありますが、本法案における財政健全化目標はいずれも補正予算を含めた実績値をもって示すこととなっており、補正予算についてもその枠内にあることは明白であります。

以上をもちまして、私の討論といたします。

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 北側一雄君。

[北側一雄君登壇]

○北側一雄君 私は、新進党を代表し、ただいま議題となりました政府提出の両案に反対し、民主党提出の修正案に賛成する立場から討論を行います。(拍手)

当面する景気の情勢は、ますます深刻化してお

ります。我々新進党は、政府に対し、ここ数年來、内需拡大の経済政策へと大きく踏み出すことを幾度となく要求してまいりました。しかし、住

宅処理を初め、景気判断や数々の政策の誤りな

を上回らないよう、歳出分野を対象とした改革を推進することにより、その抑制を図ることいた

しております。

豊かさを維持し、自由で活力ある経済社会を築くことが国民に対する私たちの責務であります。

真剣に国の将来を憂えるならば、この目標に向

て命がけで努力することが、まことの政治家の姿であります。(拍手)

なお、承認案件については、漁港整備計画の計

画期間を二年間延長するものであり、財政構造改革を着実に推進する見地から賛成であります。

十一世紀における我が国の活力ある経済社会の実現に結びつくものであります。ここで財政構造改

革をちゅうちょすることは、医療、年金制度の破綻、ひいては我が国の財政の崩壊につながりかねず、将来に大きな禍根を残すことになります。そ

の意味で、財政構造改革に取り組んでいるさなかに、景気対策として所得税の大額減税等を要求する野党の態度は到底理解できません。(拍手)

なお、民主党提案の修正案については、量的縮減目標に関する規定を削除する等、財政構造改革の道筋を何ら示しておらず、非現実的であり、反対いたします。

以上をもちまして、私の討論といたします。

(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 北側一雄君。

[北側一雄君登壇]

○北側一雄君 私は、新進党を代表し、ただいま議題となりました政府提出の両案に反対し、民主

党提出の修正案に賛成する立場から討論を行います。(拍手)

当面する景気の情勢は、ますます深刻化してお

ります。我々新進党は、政府に対し、ここ数年來、内需拡大の経済政策へと大きく踏み出すことを幾度となく要求してまいりました。しかし、住

宅処理を初め、景気判断や数々の政策の誤りな

ど、この間の政府の経済失政は目を覆うばかりであります。

第一に、今年度、私どもが、日本の経済はまだ病み上がり、今はまず経済を自律的な回復基調に乗せることが先決と何度も申し上げ、反対した消費税率引き上げや特別減税の廃止、医療費の自己負担の引き上げによって、国民に約九兆円もの負担増を強いました。その一方で、公共投資を削減した九年度予算。その上、極めて異常な超低金利が二年を超えて継続。年金生活者などの生活を不安に陥れ、基金などの運営に大きな打撃を与えていたりませんか。これでは経済が悪くなるのは当たり前、せっかく芽生えかけてきた景気回復の芽をしつかり摘んでしまったことは、火を見るより明らかであります。

第二に、住専処理の仕方の大きな誤りであります。昨年の住専国会で私どもは申し上げました。ノンバンクの一つにすぎない預金者のいない住専通常の法的手続で処理すべき、それで銀行等の金融機関が破綻するならつぶす、経営者の責任もきちんととつておらう、ただし、断じて預金者、貯金者だけは守る、そのためには公的資金の導入もやむを得ない、そのようなセーフティーネットをつくるべきだと強く申し上げ、現に我々は、日本版RTCの具体案を提案いたしました。

一方、金融三法の中で、信用組合の破綻の場合のみ公的資金を入れるとのシステムにしました。ところが、我々のこの主張を聞き入れず、この住専処理で六千八百五十億円もの税金を投人し、確かに九四年に大幅な歳出削減と増税に踏み切ったのですが、アメリカでは規制緩和を始めとするべきだと提案をされたのであります。極めて見識のある発言であります。

先ほどの自民党議員の発言のとおり、現在の経済情勢、景気状況から見て、本法案を撤回すべきと強く主張するものであります。(拍手) 次に、本法案に反対する第二の理由は、財政の構造の改革にふさわしい内容は何も入っていないということであります。

例えば、各種の公私共事業計画について、事業量を変更することなく二年また三年と先延ばしをしただけであって、何ら各公共事業の内容やあり方を検討したわけではありません。これで何が構造改革ですか。

また、財政改革という以上、歳入である税制の方、また累積する長期債務についての目標について、せめてその理念、改革の方向性について法案の中で明示すべきであるにもかかわらず、何ら触れておりません。

さらには、この法案の内容では、当初予算作成への拘束力となつても補正予算に対する拘束力になつております。

以上の如きの理由で、本法案が景気に与える影響についてであります。

我が党の委員の、この法案に従って財政構造改革をやったときに日本の経済にどういうインパクトを与えるかとの質問に対し、何と、シミュレーションはないとの答弁でございました。経済に与える影響の具体的な検討なしで、何が二〇〇三年度財政赤字三%ですか。極めて無責任と言わざるを得ません。

現在の経済情勢、景気状況の中で、来年度からの歳出削減、国債発行縮減を専らその内容とし、財政出動の手足を縛る本法案をこの時期に成立させてしまつたならば、まさに政策不況のため押しとなつてしまします。

財政再建、財政改革に反対する人は一人もおりません。しかし、日本の経済あつての財政再建で

ます。経済が失速すれば財政も悪化します。

アメリカの財政赤字がなぜ急激に減ったのか。

財政再建、財政改革に反対する人は一人もおりません。しかし、日本の経済あつての財政再建で

ます。経済が失速

と、行政改革による歳出削減について何ら触れられていないこと等々、この法案の問題点は枚挙にいどません。

一方、民主党提出の修正案は、政府原案の主要な問題点を削除するとともに、財政赤字の定義も

国と地方の債務の合計額の対GDP比率として簡

明にし、また財政構造改革を国民共通の目標とす

ることに目的を絞って、財政の機動性を確保して

います。財政改革の目標を法文として明記し、宣

言することは重要であり、賛成をいたします。

以上、政府原案に反対し、民主党提出の修正案に賛成する主な理由を申し述べました。議員各位の賢明な御判断と、とりわけ社会民主党所属の委員各位におかれましては、その主張は、二兆円の特別減税を主張されておられるわけでございますので、政府原案と全く相反する内容であることを御留意されまして、自らの政治信念に忠実なる御選択をされんことをお願いしまして、私の討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 石毛錦子君。

〔石毛錦子君登壇〕

○石毛錦子君 私は、民主党を代表し、議題となりました内閣提出の財政構造改革の推進に関する特別措置法案及び同法案に対する民主党提出の修正案、並びに内閣提出の漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件について、法律案の政府原案に反対し、修正案及び修正後の政府案に賛成するとともに、承認案件に反対する立場で意見を申し上げます。(拍手)

民主党は、将来の世代に過大な負担を残すような放漫財政とは決別し、予算のむだをなくし、必要な手当てはしきりできる財政に立て直すという意味で、財政構造改革を積極的に推進することを基本方針としています。景気動向などに配慮しながら着実に財政構造改革を進めていくことが、長い目で見て、日本経済の足腰を強くし、成長力を回復する」とつながらると確信しています。

ところが、政府案は、とても財政の構造改革に

つながるものとは思えません。従来シーリングと

して閣議で決めた分野別の歳出上限を三年間

にわたって法律で決めてしまふことは、将来の政

策選択の幅を狭め、国会の予算審議権を奪い、財

政の硬直化、既得権化を進めるおそれがあります。

毎年数兆円規模の要調整額の処理、国鉄長期

債務や国有林野事業の赤字の抜本的な解決策につ

いて、政府は、年末の予算編成に先送りして、何

らの展望も示してはいません。

(一〇〇三年までに財政赤字を国内総生産の三%

以内にするという政府の目標も、中央政府と地方

政府の貯蓄投資差額を指標にして、幾

らでもこまかしができます。貯蓄投資差額には為

替相場次第で変動する事業会計の收支も含まれ、

予算審議の段階では確定の見通しも立ちません。

これでは、法律で財政健全化の目標を決めて、

予算を民主的にコントロールすることは不

可能です。

(一〇〇三年度までに赤字国債ゼロという政府案のもう一つの目標も、財政構造改革の役に立たないことは明らかです。赤字国債を悪者扱いし、建設国債は野放しにするという財政運営のやり方は、隠れ借金を含めて五百二十兆円を超す今日の累積債務の拡大を防げませんでした。

政府案の各歳出分野別の改革方針には全く具体性がありませんし、行政改革への熱意も感じられません。公共事業に関する計画の一連一年延長も、むだな事業をやり続けるのは構造改革にはつながりません。この観点から漁港整備計画の変更も認めることはできません。

公共事業予算は、人札制度改革や「時のアセスメント」の観点から時代に合わなくなつた公共事

業を見直す仕組みを導入することで大幅に抑制し

ていく必要があります。公共事業に構造的なメス

を入れない一方で、展望もなく社会保障関係費を削り込むことは許されません。

政府案は、本当にやらなければならない構造改

革を避け、三年分の予算編成をがんじがらめに縛っているだけです。これでは、いずれ国民負担の増加という安易な路線に走るであろうことは明らかではありませんか。私たちは断じて政府原案を認めるわけにはいきません。(拍手)

ところが、政府案は、とても財政の構造改革に

つながるものとは思えません。従来シーリングと

して閣議で決めた分野別の歳出上限を三年間

にわたって法律で決めてしまふことは、将来の政

策選択の幅を狭め、国会の予算審議権を奪い、財

政の硬直化、既得権化を進めるおそれがあります。

毎年数兆円規模の要調整額の処理、国鉄長期

債務や国有林野事業の赤字の抜本的な解決策につ

いて、政府は、年末の予算編成に先送りして、何

らの展望も示してはいません。

(一〇〇三年までに財政赤字を国内総生産の三%

以内にするという政府の目標も、中央政府と地方

政府の貯蓄投資差額を指標にして、幾

らでもこまかしができます。貯蓄投資差額には為

替相場次第で変動する事業会計の收支も含まれ、

予算審議の段階では確定の見通しも立ちません。

これでは、法律で財政健全化の目標を決めて、

予算を民主的にコントロールすることは不

可能です。

(一〇〇三年度までに赤字国債ゼロという政府案のもう一つの目標も、財政構造改革の役に立たないことは明らかです。赤字国債を悪者扱いし、建設国債は野放しにするという財政運営のやり方は、隠れ借金を含めて五百二十兆円を超す今日の累積債務の拡大を防げませんでした。

政府案の各歳出分野別の改革方針には全く具体性がありませんし、行政改革への熱意も感じられません。公共事業に関する計画の一連一年延長も、むだな事業をやり続けるのは構造改革にはつながりません。この観点から漁港整備計画の変更も認めることはできません。

公共事業予算は、人札制度改革や「時のアセスメント」の観点から時代に合わなくなつた公共事

業を見直す仕組みを導入することで大幅に抑制し

ていく必要があります。公共事業に構造的なメス

を入れない一方で、展望もなく社会保障関係費を削り込むことは許されません。

政府案は、本当にやらなければならない構造改

革を避け、三年分の予算編成をがんじがらめに

縛っているだけです。これでは、いずれ国民負担の増加という安易な路線に走るであろうことは明

らかではありませんか。私たちは断じて政府原案を認めるわけにはいきません。(拍手)

ところが、政府案は、とても財政の構造改革に

つながるものとは思えません。従来シーリングと

して閣議で決めた分野別の歳出上限を三年間

にわたって法律で決めてしまふことは、将来の政

策選択の幅を狭め、国会の予算審議権を奪い、財

政の硬直化、既得権化を進めるおそれがあります。

毎年数兆円規模の要調整額の処理、国鉄長期

債務や国有林野事業の赤字の抜本的な解決策につ

いて、政府は、年末の予算編成に先送りして、何

らの展望も示してはいません。

(一〇〇三年までに財政赤字を国内総生産の三%

以内にするという政府の目標も、中央政府と地方

政府の貯蓄投資差額を指標にして、幾

らでもこまかしができます。貯蓄投資差額には為

替相場次第で変動する事業会計の收支も含まれ、

予算審議の段階では確定の見通しも立ちません。

これでは、法律で財政健全化の目標を決めて、

予算を民主的にコントロールすることは不

可能です。

(一〇〇三年度までに赤字国債ゼロという政府案のもう一つの目標も、財政構造改革の役に立たないことは明らかです。赤字国債を悪者扱いし、建設国債は野放しにするという財政運営のやり方は、隠れ借金を含めて五百二十兆円を超す今日の累積債務の拡大を防げませんでした。

政府案の各歳出分野別の改革方針には全く具体性がありませんし、行政改革への熱意も感じられません。公共事業に関する計画の一連一年延長も、むだな事業をやり続けるのは構造改革にはつながりません。この観点から漁港整備計画の変更も認めることはできません。

公共事業予算は、人札制度改革や「時のアセスメント」の観点から時代に合わなくなつた公共事

業を見直す仕組みを導入することで大幅に抑制し

ていく必要があります。公共事業に構造的なメス

を入れない一方で、展望もなく社会保障関係費を削り込むことは許されません。

政府案は、本当にやらなければならない構造改

革を避け、三年分の予算編成をがんじがらめに

縛っているだけです。これでは、いずれ国民負担

の増加という安易な路線に走るであろうことは明

らかではありませんか。私たちは断じて政府原案を認めるわけにはいきません。(拍手)

ところが、政府案は、とても財政の構造改革に

つながるものとは思えません。従来シーリングと

して閣議で決めた分野別の歳出上限を三年間

にわたって法律で決めてしまふことは、将来の政

策選択の幅を狭め、国会の予算審議権を奪い、財

政の硬直化、既得権化を進めるおそれがあります。

毎年数兆円規模の要調整額の処理、国鉄長期

債務や国有林野事業の赤字の抜本的な解決策につ

いて、政府は、年末の予算編成に先送りして、何

らの展望も示してはいません。

(一〇〇三年までに財政赤字を国内総生産の三%

以内にするという政府の目標も、中央政府と地方

政府の貯蓄投資差額を指標にして、幾

らでもこまかしができます。貯蓄投資差額には為

替相場次第で変動する事業会計の收支も含まれ、

予算審議の段階では確定の見通しも立ちません。

これでは、法律で財政健全化の目標を決めて、

予算を民主的にコントロールすることは不

可能です。

(一〇〇三年度までに赤字国債ゼロという政府案のもう一つの目標も、財政構造改革の役に立たないことは明らかです。赤字国債を悪者扱いし、建設国債は野放しにするという財政運営のやり方は、隠れ借金を含めて五百二十兆円を超す今日の累積債務の拡大を防げませんでした。

政府案の各歳出分野別の改革方針には全く具体性がありませんし、行政改革への熱意も感じられません。公共事業に関する計画の一連一年延長も、むだな事業をやり続けるのは構造改革にはつながりません。この観点から漁港整備計画の変更も認めることはできません。

公共事業予算は、人札制度改革や「時のアセスメント」の観点から時代に合わなくなつた公共事

業を見直す仕組みを導入することで大幅に抑制し

ていく必要があります。公共事業に構造的なメス

を入れない一方で、展望もなく社会保障関係費を削り込むことは許されません。

政府案は、本当にやらなければならない構造改

革を避け、三年分の予算編成をがんじがらめに

縛っているだけです。これでは、いずれ国民負担

の増加という安易な路線に走るであろうことは明

らかではありませんか。私たちは断じて政府原案を認めるわけにはいきません。(拍手)

ところが、政府案は、本当にやらなければならない構造改

革を避け、三年分の予算編成をがんじがらめに

縛っているだけです。これでは、いずれ国民負担

の増加という安易な路線に走るであろうことは明

らかではありませんか。私たちは断じて政府原案を認めるわけにはいきません。(拍手)

財政構造改革の推進に関する特別措置法案外一件

温存するものとなっています。最も国民の批  
集めている公共投資の浪費について、法案に  
わざ「事業の量を変更することなく」と書き  
て、浪費的内容の見直しをしないまま、計画

は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。と予算単年度主義の原則を明確に定めております。

の部分など、本法案の国民生活切り捨ての骨格をそのまま容認するものであり、賛成できません。最後に、私は、本法案の撤回を強く要求して、反対討論を終わります。(拍手)

が冷え込むのは当然であります。十月の自動車の新車販売台数が前年同月比で「三%も減った」とを初め、ほとんどの消費財の売り上げが減ってすることは、あらゆる指標からも明らかであります。消費の寡禁が景気を冷やし、さらなる停滞を

事費を減らしているのに対し、この法案では軍事費を前年度並みに据え置き、米軍への思いやりや予算には何らメスを入れておりません。その上、新たな思いやり予算というべきSACO経費を別枠としていることによって、実質増加となる道を開いています。

総額を今年度以下に抑えることを初め、今後二年間にわたる主要経費」との上限の設定など、予算の基本的骨格についてあらかじめ法定してしまったものになっています。実際に各年度の予算が国会で審議される段階では、もう法律で決まっているからとして、有無を言わさず国会と国民に予算が押しつけられることになります。これは実質的に国会の審議権を奪うものであり、財政民主主義を反するこのような法案を断じて認めるわけにはいきません。(拍手)

反対の第三の理由は、九兆円の国民負担増とい

〔岩國哲人君登壇〕

○岩國哲人君 私は、太陽党を代表し、政府提出の財政構造改革の推進に関する特別措置法案に反対し、池田元久君外一名提出の同法案の修正案に賛成し、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の一部変更について承認を求めるの件に反対の立場から討論を行います。

今や五百兆円を超える財政赤字を抱え、世界最

大の財政赤字国となっている我が国にとって、財政再建が現下の急務であるとの認識は、政治に携わる者すべてがひとしく共有するものであると考

呼ぶという悪循環に入っているのではないでしょ  
うか。

一方、日本の潜在的体力に目を向けてみると、経  
済の現況とは違つて、そう悲観したものではあります  
せん。千二百兆円の個人資産があり、輸出競争力  
もあり、世界最大の債権国であり、外貨準備も最  
大であります。しかし、もしこのまま実体経済が  
なえていくような事態となれば、取り返しがつかま  
ぬこととなってしまいます。今求められているの  
は、経済再活性化のための構造的経済対策ではな  
いでしょうか。それは、減税以外にはありません

しかも、国会に提出された大蔵省の試算によつても明らかなように、本法案に盛り込まれた国民生活予算の削減をすべて実行しても、政府が掲げた赤字国債ゼロなどの目標が達成される見通しはありません。浪費の根源にはメスを入れて困難であります。浪費の根源にはメスを入れないまま赤字国債ゼロの目標達成を目指すと

う政府の誤った経済のかじとりによる深刻な不況が続いている現状のもとで、本法案による新たな負担増は、不況に一層の追い打ちをかけ、税収の伸び悩みによって財政再建にも逆行するものにならざるを得ません。これが必ずしも困窮する人々の立場からいへば、上記の如きの税負担増は、まさに公害であることは間違ひありません。

えます。  
しかし、本法律案は、歳出削減のみに偏り、財政構造改革には歳入増加の方策も必要だとの視点が欠如しております。歳入増加とは、経済の活性化による税収の増加であります。つまり、経済成長による税の增收なくして財政の再建はあり得ないにござります。

財政再建を優先し財政出動はしないというのが政府の基本姿勢のようですが、公共投資と減税を混同してはなりません。公共投資は大きな政府を生む要素をはらんでいますが、減税は民間経済の活性化を通して税の增收につながり、民間活力の活用等で規制緩和が進めば、大きな政府を必要と

負担を押しつけられるだけであります

第三回 がたに頭頭平蔵を遣す

べなっておひます。二としの成長率について、

とすれば、将来の税の增收につながることになる。

共産党が昨年春までは財政年度一ヶ月を前にして、た方向こそが、財政危機から脱出する確かな道筋があります。この道と正反対の本法案では、国民党は活動破壊、財政破綻という最悪の道を進むことは明白であります。

界最大の投資銀行の一つ、メリルリンチの調査会社では、年初の予測は一・六%であったものの、九月初めに〇%と下方修正し、その他の各調査会社も軒並み下方修正をし、上方修正をした調査会社は二つである。

のです。減税と財政の構造改革は全く矛盾しないどころか、財政再建のためにには避けて通れぬ選択とを考えます。

憲法第八十三条は「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。」と財政に関する議会主義の原則を定めた上で、国会の予算に対する審議権を確保するための保障として、第八十六条において、「内閣は

なお、民主党の修正案は、集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標その他を削除している。政府案に明記されている「人口構造の高齢化等に伴う社会保障関係費の増加額をできる限り抑制するものとする」政府案第七条ですが、

機関は一社もありません  
消費税の引き上げ、特別減税の廃止、医療保険の負担増等で九兆円ものお金が国民の財布から減ってしまい、その上、株価の下落で一年間に十兆円の損失による逆資産効果が加わって、消費

二%のときの六兆円の国債発行は同じコストとなります。低金利の今こそ、所得減税と公共投資を含めた経済活性化を目的とした国債を発行すべきではないでしょうか。そして、所得制限も借入

官 報 (号 外)

制限も、すべての制限を撤廃したばかりやすい大胆な住宅減税を行って、景気の浮揚を図るべきだと考えます。

本法案では三・五%の名目経済成長率の達成が前提となっておりますが、この数字は、平成七年十二月に閣議決定の構造改革のための経済社会計画期間中の三・五%の名目経済成長率見込みに準拠しているものと思われますが、この二年前の計画で描かれた経済の姿と現在の実体経済は大きく

離れております。果たして三・五%を達成できるのでしょうか。現在の危機的状況にある景気の回復についてもまだ明確な対策を示さず、さまざまな措置を講じてといった抽象論で当面を糊塗化しているばかりでは、三・五%の達成は不可能と断じざるを得ません。

一月一日に財政相辻吉三会議企画委員会が提出された「財政事情の試算」では、名目成長率を半分

(賛成者起立)  
○議長(伊藤宗一郎君)　本案は否決されました。  
次に、日程第一につき  
この採決は記名投票をと  
本案の委員長の報告を  
を委員長報告のとおり  
票、反対の諸君は青票を  
す。——議場閉鎖。  
氏名点呼を命じます。  
〔参考氏名を点呼〕

次に、日程第一につき採決いたします。  
この採決は記名投票をもって行います。  
本案の委員長の報告は可決であります。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白投票、反対の諸君は青投票を持参されることを望みま

卷之三

伊藤家一郎君) 投票漏れはありません

か。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。  
開票。——議場閉鎖。

**投票を計算させます。**

○議長(伊藤宗一郎君) 投  
〔参考投票を計算〕

ら報告させます。

投票總數 四百七十五

可とする者(白票)  
皆する者(青票)

卷之三

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、財政構造改革の推進に関する特別措置法案は委員長報告のとおり

り可決いたしました。(拍手)

## 財政構造改革の推進に関する特別措置法案を可

とする議員の氏名

逢沢一郎君 愛知和男君

平成九年十一月六日  
衆議院会議録第九号  
財政構造改革の推進に関する特別指揮法案外一件

肝心な景気対策には手をかせ足かせをはめ、大事な数字は「任せ、責任は先送りの人任せ、それを絵にかいたような本法案には賛成できません。以上申し上げましたように、両案については、財政再建の方向づけが不十分であり、反対いたしました。

なお、池田元久君外一名提出の修正案については、財政の透明化、その他問題の解決に資するとの見地から賛成であることを申し上げて、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

なお、池田元久君外一々提出の修正案について、財政の透明化、その他問題の解決に資するとの見地から賛成であることを申し上げて、討論を終ります。(拍手)

投票総数	四百七十五
可とする者(白票)	一百六十六
否とする者(青票)	一百九
[拍手]	
○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、財政構造改革案の推進に関する特別措置法案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)	
財政構造改革案の推進に関する特別措置法案を可とする議員の氏名	
安倍晋三君	
二郎君	
相沢英之君	
愛川日明君	

○議長(伊藤宗一郎君) 右の結果、財政構造改革の推進に関する特別措置法案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

赤城	荒井	麻生	井奥	伊吹	池田	石崎	石橋	稻垣	今村	植竹	江口	一弥君	廣幸君	德彥君
太郎君	貞雄君	文明君	行彦君	岳君										
岸田	木村	金子原	柏谷	柿澤	加藤	大村	大島	小瀬	江藤	衛藤	遠藤	繁雄君	実男君	
北村	木村	瓦井	龟井	柏谷	奥山	奥田	大野	越智	一雄君	隆美君	利明君	雅弘君	辰巳君	
久野	河井	金子原	善之君	柿澤	大野	大村	大島	小瀬	惠三君	通雄君	功統君	理森君	祐二君	
熊谷	岸田	隆秀君	靜香君	柏谷	奥山	奥田	大野	越智	秀章君	幹生君	茂彦君	茂彦君	弘治君	
		文雄君	克行君	弘茂君	大野	大村	大島	小瀬	理森君	祐二君	功統君	理森君	祐二君	
		直人君		茂君	奥山	奥田	大野	越智	祐二君	祐二君	茂彦君	茂彦君	弘治君	
		市雄君		市雄君	大野	大村	大島	小瀬	祐二君	祐二君	功統君	理森君	祐二君	
		隆秀君		市雄君	奥山	奥田	大野	越智	祐二君	祐二君	茂彦君	茂彦君	弘治君	
		一郎君		市雄君	大野	大村	大島	小瀬	祐二君	祐二君	功統君	理森君	祐二君	

新井	甘利	浅野	勝人君
伊藤	飯島	石川	
栗原	石破	石原	
熊代	稻葉	岩永	
鯨岡	要三君	峯一君	
久間	茂君	白井日出男君	
木部	仲晃君	渡辺君	
岸本	大和君	聰徳君	
河村	遠藤	衛藤征士郎君	
川崎	小川	元君	
龜井	小里	武彦君	
金田	尾身	元君	
槻山	大野	貞利君	
嘉数	太田	誠一君	
加藤	中原	松茂君	
奥野	大野	絃一君	
小野	幸次君	秀政君	
	晋也君	知賢君	
	一義君	英行君	
	誠亮君	久興君	
	松茂君	建夫君	
	絃一君	二郎君	
	秀政君	佳昭君	
	知賢君	義雄君	
	英行君	光造君	
	久興君	章生君	
裕康	建夫君	兵輔君	昭彦君

栗本慎一郎君 小杉 多門君 河野 太郎君 河本 三郎君 佐藤 信君 善秀君 隆憲君 佐藤 勉君 新君 岩村 宜伸君 博文君 下村 義孝君 自見庄 三郎君 島村 新藤 杉浦 田中 園田 田邊 田村 住 鈴木 鈴木 俊一君 宗男君 博司君 修光君 昭一君 國男君 壱久君 谷川 和穂君 中馬 康太郎君 橋本 直一君 審君 修君 竹本 高鳥 滝 横谷 洋一君 玉沢徳一郎君 東家 嘉幸君 中曾根弘正君 中野 正志君 中川 昭一君 太郎君

### 否とする議員の氏名

北側	一雄君
草川	昭三君
小池	百合子君
古賀	佐々木洋平君
今田	保典君
佐藤	敬夫君
坂口	力君
塙田	竜三君
島津	晋君
白保	尚純君
筆木	淑夫君
鈴木	正広君
田端	台一君
永井	玉置
二階	達増
西岡	富田
中野	田端
中川	永井
西野	中野
西岡	中西
中西	中川
永井	西野
冬柴	西村
藤村	原口
福留	福岡
松崎	西村
松浪	西川
健四郎	中野
本山	中野
矢上	永井
三沢	中野
宮本	中野
山本	中野
孝忠君	眞悟君
雅義君	宗也君
一一三君	一博君
淳	陽君
公昭君	修君
泰藏君	鐵三君
大君	鐵三君

北脇 久保 木幡 倉田 佐藤 古賀 佐藤 左藤 木幡 北脇  
吉田 山中 村井 宮地 丸谷 松沢 藤井 二見 树屋 福島 平田 野田 西村 西田 中村 並木 中野 谷口 富沢 田中 高木 田中 菅原喜重郎君  
吉田 城島 岛坂 坂本 笹山 島城 岛坂 坂本 笹山 島城  
正介君 治君 煙子君 仁君 正文君 敬悟君 佳織君 成文君 裕久君 章三君 稔君 米男君 豊君 伸明君 伸明君  
正光君 聰君 登生君 刚二君 鐵夫君 茂樹君 惠君 弘道君 荣喜君 詞旨君 保之君

吉田若松安住伊藤池田石井石橋大吉君  
幸夫君紹基君忠治君淳君幸弘君  
小沢銳仁君元久君  
北村哲男君  
川内博史君  
佐々木秀典君  
坂上富男君  
小林守君  
玄葉光一郎君  
辻一彦君  
中沢健次君  
仙谷由人君  
鳩山由紀夫君  
鉢呂吉雄君  
細川律夫君  
松本貞夫君  
山本惟子君  
山花真司君  
肥田美代子君  
大森猛君  
渡辺周君  
木島日出夫君  
穀田恵二君  
佐々木陸海君  
瀬古由起子君  
寺前巖君  
中島武敏君  
東中光雄君  
藤田善明君  
松本不破哲三君  
スミ君

官 報 (号 外)

原健二郎君	吉井英勝君
要屋敏信君	岩國哲人君
熊谷弘君	小坂憲次君
羽田改君	烟英次郎君
堀込征雄君	前田武志君
吉田公一君	北橋健治君
榎床伸二君	品子君
平野博文君	護熙君
渡部恒三君	

本案は、事業協同組合及び商工組合等の組合員たる中小企業者をめぐる経済環境の変化にかんがみ、組合が適切に組合員の事業活動を支援できるよう、その機能の充実強化を図るための措置を講じようとするものであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。  
よって、日程は追加されました。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり  
ませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

本家に季長・季幸のとおり「おいたし」と  
した。

—  
—  
—  
—  
—

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案(内閣提

**(出)** 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案

(内閣提出)及び罰則の整備のための金融機関  
係法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

の趣旨説明

会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案、銀行持株会社の創設のた

案及び同則の整備のための金融関係法規の一部を  
めの銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律

案及び趣旨の轉換のための全般的修改案の一書を  
改正する法律案について、趣旨の説明を求めま  
一。六月二十三日付提出。

す 大蔵大臣三塙博君

○國務大臣(三塚博君) ただいま議題となりました持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係

法律の整備等に関する法律案、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する

る法律案及び罰則の整備のための金融関係法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を

御説明申し上げます。

融関係法律の整備等に関する法律案について御説明申上げます。

明申し上げます。

銀行業、保険業または証券業を営む者を子会社とする持株会社について、銀行等の経営の健全性の

確保、投資者保護等の観点から必要となる監督上

間の延長に関する法律



どうしてもするべきといま一度考えますが、総理の見解をお聞きいたします。

さらに、財政構造改革法による予算の次三年までの改革期間中は、増税と国民負担の増大は増税と大幅な国民負担との声も聞かれ、高齢化社会の進行への不安など相まって、これまた先行きの不安感を増していますが、今後、二〇〇六年までの改革期間中は、増税と国民負担の増大のない財政再建を進め、真の構造改革へとつなげられるのか、心もとないところではあります。この点についても総理の見解をお聞きしておきます。

さらには、泉井石油商による現職閣僚、自民党幹部を中心とする巨額献金疑惑、野村、第一勧銀等の金融スキャンダル、税務署汚職、第一勧銀の大蔵検査の最中に、当の検査官が銀行側からゴルフや飲食の接待を受けているという不祥事などなど、政官財の腐敗は、多くの国民が、生活を通じて、日本の政治、経済、社会が健全なものとなり、深刻な制度疲労に陥っていることを実感し、怒っています。

こうした日本のリーダーシップへの極度の不信が、経済の不況とともに社会の閉塞感を増幅していることも否めないと考えますが、政治倫理を中心とした日本のトップ層の腐敗について、総理の見解をお聞きいたします。

こうした国民の心理、すなわちマインド不安と閉塞感を与える要因を除かずして、日本の経済は活況を取り戻し、日本の金融界が制度整備の効果を十分に発揮し、地球規模的な大競争、いわゆるグローバルメガコンペティション時代に生き残ることはできないと考えますが、こうした要因克服のため、総理がいま一度火だるまとなつて進める決意があればお聞きしたいと存じます。

さて、これらの法案が、金融システム改革、いわゆる日本版ビッグバンに備え、日本の金融界がグローバルメガコンペティション時代に生き残るために方策とするなら、いささか不十分という感を否めません。

例えば、銀行持株会社の同一企業に対するグループ全体の株式保有制限は、上限を一五%とす

るということになりますが、政府は決定を与党協議にゆだね、結局、自民党一〇%と社民党一〇%の中をとつて一五%になったとも聞きますが、いかがでしようか。

大蔵省の試算によれば、これを超過するのは三業商事など四社だけであり、このレベルなら株式処分に奔走せず持株会社を設立できるといいます。が、逆に言えば、既に今の時点を超過するケースがあり、将来、合併、買収でグループ外の金融機関を傘下にしたり、今後の法整備により生保を傘下に入れるときには、上限を大きくオーバーし、いかがでしようか。

また、銀行による過度の産業支配に対する警戒からか、銀行持株会社を首相の認可としたり、子会社の業務を制限するなど、銀行に対する制約を強くしていると考えられます。マーケットの変化や金融技術の革新により、銀行だけがとりわけ資本調達が優位ではなくなっていることからすれば、旧財閥のように独占的に産業を支配する可能性は小さく、これまた国際標準に照らして、銀行への規制をとりわけ強く考える必要はないのではないか。

こうした年度税制改正においては、法人税率の引き下げを念頭に置いた法人税改革が予想されるところであります。この法人税の見直し作業の中で、連結納税制度の導入に向かう検討が政府税制調査会などで行われているのか、またはこれから年末にかけて検討を行う予定があるのか、その見通しについて大蔵大臣にお聞きいたします。

また、海外における債権債務及び許認可の継承について、現地当局との交渉に相当の負担がかかり、国内の根担保についても消滅銀行の債権を担保しないので、被担保債権範囲の変更登記が必要であるなどの問題もあります。したがって、既存銀行が存続銀行となり、ペーパー銀行が消滅銀行となるいわゆる逆三角合併方式も認めることはどうでしょうか。アメリカでは、模範事業会社法で株式交換制度も認められていますが、そうした基準のつとめていくべきではないでしょうか。この点も大蔵大臣の見解をお求めしておきます。

そこで、アメリカ型のいわゆる三角合併方式を認めていますが、既存銀行がペーパー銀行と合併が、逆に言えば、既に今の時点を超過するケースがあり、将来、合併、買収でグループ外の金融機関を傘下にしたり、今後の法整備により生保を傘下に入れるときには、上限を大きくオーバーし、いかがでしようか。

また、連結ベースで効率を極大化していくのが持株会社の最大のメリットであり、連結納税制度の導入なくしては持株会社の設立は絶にかいたりしておきます。

また、銀行による過度の産業支配に対する警戒からか、銀行持株会社を首相の認可としたり、子会社の業務を制限するなど、銀行に対する制約を強くしていると考えられます。マーケットの変化や金融技術の革新により、銀行だけがとりわけ資本調達が優位ではなくなっていることからすれば、旧財閥のように独占的に産業を支配する可能性は小さく、これまた国際標準に照らして、銀行への規制をとりわけ強く考える必要はないのではないか。

こうした年度税制改正においては、法人税率の引き下げを念頭に置いた法人税改革が予想されるところであります。この法人税の見直し作業の中で、連結納税制度の導入に向かう検討が政府税制調査会などで行われているのか、またはこれから年末にかけて検討を行う予定があるのか、その見通しについて大蔵大臣にお聞きいたします。

また、海外における債権債務及び許認可の継承について、現地当局との交渉に相当の負担がかかり、国内の根担保についても消滅銀行の債権を担保しないので、被担保債権範囲の変更登記が必要であるなどの問題もあります。したがって、既存銀行が存続銀行となり、ペーパー銀行が消滅銀行

さらには、今回積み残した、証券会社が持株会社を設立する際には抜け殻方式をとらざるを得ないといふ問題は、今後どう対処していくつもりか、お聞きいたしておきます。

金融機関犯罪に対する罰則の強化についてあります。そもそも罰則の強化で経済犯罪を抑制し、再発防止ができるのか疑問もあり、また人権問題にかかわる刑罰の強化は慎重でなければならぬと考えますが、昨今の金融不祥事やアメリカ流の国際標準を考えると、罰則の強化も必要とせざるを得ません。

アメリカの場合、OCC、いわゆる通貨監督局やF.R.B.、連邦準備制度理事会の検査官をだます目的で帳簿や報告書に虚偽の記載をすると、連邦刑法で、行為者は百万ドル以下の罰金または三十年以下の禁錮に処すとあり、金融システムは銀行同士の信頼の上に成り立っており、信頼に対する裏切り行為はシステム全体を崩壊させる危険性がある、こうしたことから、行為者は厳罰に処すべきという考え方が徹底しております。

大和銀行事件などを見ても、日本ではこうしたことにはほど遠く、この法案も多分にバランスを重視した裁量性が感じられます。今後、いわゆるアメリカ流、アングロサクソン流の国際標準に沿っていかざるを得ないとも考えますが、大蔵大臣、いかがでしようか。

また、警察も、民事不介入の原則があることも理解しますが、民事事件に潜む、企業をむしばむ犯罪に積極的に取り組むとともに、債権回収などに絡む刑事事件に機敏に対応する方策をとつてほしいと考えますが、この点については総理からお答えをいただきたいと思います。

以上で質問を終わりますが、ぜひ積極的な答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

理解しますが、民事事件に潜む、企業をむしばむ犯罪に積極的に取り組むとともに、債権回収などに絡む刑事事件に機敏に対応する方策をとつてほしいと考えますが、この点については総理からお答えをいただきたいと思います。

また、警察も、民事不介入の原則があることを理解しますが、民事事件に潜む、企業をむしばむ犯罪に積極的に取り組むとともに、債権回収などに絡む刑事事件に機敏に対応する方策をとつてほしいと考えますが、この点については総理からお答えをいただきたいと思います。

(拍手) (内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇) 並木議員にお答えを申し上げます。



(外) 報号

損なうといった問題はないのではないかと考えます。

次に、税制について、二問であります。

まず、三角合併方式による銀行持株会社の設立に伴う税制の措置についてであります。

その設立形態を考慮しつつ、銀行以外の持株会社との課税のバランスなど、課税の公平平等の観点を踏まえながら検討してまいります。

連続納税制度については、個々の法人ではなく、企業集団を一つの課税単位、すなわち納税者と見て、その企業集団に課税する制度であります。その導人は、我が国の法人税制の基本的考え方を変えるものであります。

企業経営がって、連続納税制度については、現行の五

と見えて、その導人は、我が国の法人税制の基本的考え方を変えるものであります。

企業経営の実態や商法等の関連諸制度、さらに租税回避や税収減の問題といった諸点について慎重な検討が必要とされます研究課題であると認識をいたしております。

次に、持株会社の創設の特例方式についてのお尋ねであります。

今回の法案では、株主の保護の観点から、商法上それに関する規定が比較的整備されておる合併手続を基礎とする制度が適当であると考えまして、三角合併方式を採用したものであります。他方、株式交換等については、我が国の中にはこれに類する制度が全くなく、その導人に当たりましては、株主と債権者の保護を含めた幅広い観点からなお慎重な検討を要するものと考えておるところでございます。

次に、証券会社による持株会社の設立に関する御質問であります。

証券会社に関しては、銀行のような特殊事情は

ないことから、一般事業会社と同様、抜け殻方式等により持株会社を設立することになりますが、

証券会社による持株会社の設立が円滑に行われますよう、関係省庁と十分に相談してまいりたいと存じます。

最後に、罰則の件であります。

本件につきましては、取り組んでまいり、法律

といしたたわけですが、今後の金融システムの改革に向けて、公正かつ透明な金融システムの構築を図る観点から、例えば銀行等の検査回避、

虚偽報告等に係る罰則につきましては、現行の五

十万円以下の罰金を、一年以下の懲役または三百

万円以下の罰金に引き上げるとともに、法人に対

しては一億円以下の罰金とするなど大幅に強化し

たところであり、この水準は、主要先進国と比較

をいたしましておおむね遜色のないものと考えて

おるところでござります。

以上であります。(拍手)

[議長退席、副議長着席]

○副議長(渡部恒三君) 鈴呂吉雄君。

[鈴呂吉雄君登壇]

○鈴呂吉雄君 民主党の鈴呂吉雄です。

私は、民主党を代表して、総理並びに大蔵大臣に質問をいたします。

ていただきたいと思います。

今国会では、総会屋対策の観点から商法改正も予定されていますが、私は、総会屋問題は、單

に法律のみで解決できる範囲を超えていると危惧

しております。総会屋を排除することについて、

警察も含めて国家的に取り組む姿勢が重要であ

り、そのためには、何よりも総理のリーダーシッ

プと断固たる決意が不可欠だと思います。この点

について、総理の覚悟をお聞きしたいのであります。

次に、今般提出された罰則の整備のための金融

関係法律の一部を改正する法律案のねらいは、縛

り返される金融不祥事の再発防止を図り、同時

に、今後の金融システム改革に向けて、金融シス

テムの健全性を確保し、公正かつ透明な金融・證

券市場の構築を図ることにあると理解をしており

ます。

本法案の罰則強化は、ただいま三塙大蔵大臣もおっしゃいましたけれども、例えば銀行の監督官

府の検査回避、虚偽の報告については、行為者は懲役なしから一年以下に強化をされます。また、

罰金については五十万円以下から三百万円以下に強化をされ、法人は罰金五十万円以下から二億円以下へと、確かに従来よりは厳しいものになっております。

しかしながら、皆さん、例えば今回の第一勧銀

の検査回避は、罰金が五十万円から三百万円に引

き上げられ、懲役刑が導入されなければ防止でき

たであります。私にはとてもそうは思えません。

そもそも、本法案で議論されている種類の罰則

強化のみによって金融不祥事がなくなり、金融シ

ステムの健全性が確保されるのか、私は大いに疑問であります。例えば、第一勧業銀行は、小池グ

ループへの不良債権化した融資を隠ぺい工作し、二度にわたる大蔵省検査での発見を免れています。

いかに金融検査の実効性を高めることができ

るのか、また、ディスクロージャーの強化、取締

役会や監査役の本来の機能強化をいかに達成して

いくかが、今政府にも問われておるのではないか

ませんか。

総理、一九九一年に相次いで明るみに出た証券会社による大口顧客への損失補てん等、一連の証券不祥事を覚えておられますか。あのときも証取法改正など一連の法的措置がとられましたが、結局不祥事は繰り返されたのであります。私は、今回も、本法案による罰則強化だけでは金融不祥事の再発防止が達成できるとは到底思えません。悪質な違反行為に対するペナルティーは、当該企業の存続に致命的な打撃を与える厳しいものでなければなりません。

大和銀行が債券取引での不正ディーリングによ

り巨額損失を喫し、経営陣も実態把握後速やかに

アメリカ当局に報告しなかったことから、結局ア

メリカでの営業活動が禁止をされてしまったこと

は、皆さんも記憶に新しいところであります。我

が国においても、悪質違反者に対しては銀行免許

取り消しという断固たる処置をとることを明らか

にすべきであります。金融当局が、護送船団方式

的に一度免許を与えた銀行は守るという前提で金

融機関に対していたのでは、金融不祥事を根絶す

ることなど、できるわけがありません。この点に

についての総理の断固たる決意を伺いたいのであります。

次に、来年四月に導入される早期是正措置は、金融システムの健全性確保の観点から、金融機関の自己資本比率の改善を監視することによって、金融機関の資産内容を向上させる効果を持つものと言えます。

しかしながら、大蔵省令や通達によれば、経営内容の悪化した銀行であっても、大蔵大臣が合理的と認める経営改善計画を提出することによって、本来定められた厳しい措置を猶予する道が残されています。このことは、債務超過に陥った銀行に延命措置をとることにもつながりかねません。

私は、このような早期是正措置の猶予措置を撤回すべきだと考えますが、大蔵大臣の決断を求みたいのであります。

さらに私が問題にしたいのは、このような措置が金融当局による裁量行政を温存することにならないかということです。通達によれば、経営改善計画の判断基準は具体的な資本増強計画等が必要だということですが、一方で、今般の三洋証券や日産生命、さらにはこれまで破綻した金融機関については、大蔵省による関係金融機関への劣後ローンや増資引き受け等の要請があつたと言われております。早期是正措置の運用に当たつても、金融システムの秩序維持を大義名分に金融当局が弱小金融機関の延命策を弄し、結果として、再建に失敗した場合、傷口を広げるというような事態が起こらないかどうか、大蔵大臣のお考えをお聞きしておきたいのであります。

また、民間金融機関については、今回の法案によって罰則が強化されるわけでありますが、行政當局が裁量によって結果的に破綻金融機関の処理

コストを増大させた場合には、行政當局がどのような責任をとるのか明らかではありません。行政當局が、職務遂行上犯罪があると思料し、かつ告発しなかった場合には、当該官吏に罰則を科す規定を設けることなど、裁量行政の責任を明確に示す段階に来ておると考えますが、大蔵大臣の考え方を伺いたいのであります。

私は、金融機関の情報開示を徹底させ、破綻に際しての公正かつ透明な処理ルールを確立することがビッグバン時代の金融行政のあり方だと思っており、橋本総理を初め金融当局もその覚悟だと信じてまいりました。しかし、昨今の破綻金融機関処理をめぐる大蔵省の動きや、早期是正措置に金融当局の裁量を持たせる今度の規定を残していくことを考え合わせると、ビッグバン時代においても、金融当局は金融機関に対する権限の保持に腐心していると断定せざるを得ません。

民主党は、必ずしも総理の省庁再編という考え方には同意しているものではありませんが、省庁再編の文脈の中で、大蔵省と金融行政のあり方についてどのように考えておるのか。とりわけ行政改革会議中間報告で、総理の裁定によって大蔵省の金融行政を市場信用秩序維持の企画立案として打ち出した考え方について、これを貰き通すのか、まさに総理の指導性が問われていると考えます。が、総理の決意をお伺いいたしたいのであります。

次に、負債三千七百三十六億円で会社更生法を申請し、事実上倒産した三洋証券に関して、証券会社の破綻に係る投資家保護のスキームについてお伺いいたします。

三洋証券の経営破綻に当たっては、会社更生法

の一部例外措置適用に加えて、寄託証券補償基金の制度を改変し、一社当たり補償限度額の枠を撤

廃した上で同基金に外部からの資金借り入れ機能を導入し、さらに大手証券会社に資金拠出をさせ

てしのぐというようですが、これは極めて場当たり対応の感を免れません。三日の大蔵大臣

談話では、三洋証券の破綻は特殊事情によるものだと述べてますが、私は、これからビッグバ

ンの時代を迎えて、同様の破綻が生じる可能性は十分あると思います。今後、同様な証券会社の破綻が生じた際には政府はどうのに対応するつもりなのか、大蔵大臣にお伺いをいたします。

とりわけ寄託証券補償基金の法律的整備とその強化、顧客預かり金の分別管理、証券会社のディスクロージャーの徹底、自己資本規制比率の厳格化等、証券会社の経営強化と金融当局の検査機能強化などについてどのように考えるのか、お答えをいただきたい。

次に、ビッグバンによる競争激化や不良債権問題による金融機関の倒産が、阪和銀行、日産生命と続き、大量の失業者が生じております。今般の三洋証券の事実上の倒産でも、従業員一千七百一十九名が雇用の危機に直面しております。私は、内閣において、金融破綻に関連した雇用問題対策本部と特別の救済システムを創設したり、労働市場の流動化を促すなどの施策を検討すべきではないかと考えます。

また、今後、規制緩和、行財政改革等に伴う大型倒産による雇用不安が続出することが懸念されますが、労働行政の質的転換の必要性についても

融関係法律の整備等に関する法律案に関連して質問いたします。

私は、金融持株会社の設立については、金融機

関の經營形態についての選択肢を広げるという觀

点から、基本的に望ましいことと考えます。

ところで、アメリカの金融制度改革法案は、金

融持株会社を認めるに当たって、銀行は十分な自

己資本比率を達成し、良好に經營されていなければならぬとされています。我が国における金

融持株会社の解禁に当たつても、大蔵大臣は經營の健全性を判断するための厳しい基準を示し、高

い自己資本比率を達成した銀行等が金融持株会社

という経営上の選択肢を持つことができるとい

う。インセンティブを各金融機関に与えるべきだと考

えます。この点について、大蔵大臣の御答弁を

ちょうだいしたいと思います。

最後に、金融機関の社会的責任について質問い合わせいたします。

御承知のとおり、アメリカでは、地域再投資法に基づき、低所得者層や小ビジネス向けに別枠を設けて融資を行う制度がございます。少なくとも、日本の銀行が社会的責任に鍛錬である現状に

対して、我々は強い警鐘を鳴らすべきだと思いま

す。特に、来年四月の早期是正措置導入を控え

て、金融機関が自己資本比率の向上を競い、結果

見られ、倒産件数の増加にもつながっているとの指摘がござります。

総理大臣並びに大蔵大臣は、金融機関の社会的

責任と貸し済りの状況についてどのように考え、

またどのような対策を講じるつもりなのかお伺い

をし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕



がありましたとおりでありますけれども、金融機関は、その業務の公共性にかんがみまして、社会的役割を自覚をいたしました業務運営を行つていいことが求められておりますこと、言つまでもございません。

私たちも貸し渋りの問題について一言触れますと、企業間の資金需要の低迷に主たる原因があるとの見方があります一方、バブル期の反省を踏まえた金融機関におけるリスク管理の強化が、借り手の立場から見れば貸し渋りと映ることもあり得ると考えられるのであります。しかし、いざれにせよ、各金融機関の経営の健全性を確保しつつ、その資金仲介機能を十分に發揮することが期待されておることは間違ひございません。

なお、大蔵省としては、通産省を初めとする関係省庁と協議いたしまして、政府系金融機関の活用など、中小企業に対する金融については適切かつ万全の措置をとつてまいり所存でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 佐々木陸海君。

[佐々木陸海君登壇]

○佐々木陸海君 私は、日本共産党を代表して、議題となつております二法案に関する、橋本首相に質問をいたします。

持株会社に関する二法案は、政府が進めようとしている金融改革、いわゆる「ビッグバン」に向け、銀行法、保険業法、証券取引法などの規定を改め、持株会社という形を通じて、銀行、保険、証券の各業態間の垣根を大きく取り払おうとするものであります。

法案はまた、銀行が銀行持株会社をつくり出す

特例手続を定めております。法案によつて、銀行持株会社、保険持株会社、証券持株会社がつくらされることになりますが、銀行持株会社の創設につきましては、その影響などからいっても中心問題であります。

総理、まず伺います。何のための持株会社なのでしょうか。金融持株会社を解禁する目的は何でしょうか。銀行持株会社の創設のための合併手続の特例法案によりますと、その第一条では、銀行持株会社について、その創設が「金融業務の効率的な運営に資するものである」と規定しています。一体、何がどのように効率的になるのでしょうか。何よりも、それが国民にとってどのような利益をもたらすのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

以下、法案に関して幾つかお聞きいたします。第一の问题是、銀行が事实上証券などのリスクの大規模な業務に乗り出すことになるという点についてであります。

法案によると、大銀行が中心になって銀行持株会社を創設し、親会社である持株会社が、銀行、証券を含むグループ全体の経営戦略や財務などを一元的に決定することになります。グループは全体として一体のものになります。その結果、銀行が事实上証券業務を兼業することになるのであります。

戦後の日本では、銀行業務と証券業務を切り離して、銀行法、保険業法、証券取引法などの規定を改め、持株会社という形を通じて、銀行、保険、証券の各業態間の垣根を大きく取り払おうとするものであります。

法案はまた、銀行が銀行持株会社をつくり出す

望ましくないという考え方に基づくものであります。銀行の証券への融資の量なども具体的に規制されております。銀行と証券との兼業を認める学んだものであります。

そこでお聞きしたい。今回の金融持株会社の解禁、銀行持株会社の創設は、戦後の銀・証券分離の原則を根本から変えることではありませんか。銀行と証券の分離の原則、歴史の教訓は、もう必要ないということでしょうか。お尋ねをしたいと思

います。

銀行が証券まで含む金融業務を行うことは、銀行経営の健全性を損ない、預金者保護を弱め、銀行の公共性、社会的な役割を大きくゆがめる危険を生み出します。利益相反やインサイダー取引などの不正取引の横行の危険が広がります。消費者に対しては、抱き合はせ販売やリスクについての不十分な説明、過大な信用供給など、重大な不利益をもたらす危険が増大することは明らかであります。

総理、例えば、あのバブルの時期、大銀行が融資の拡大のために他業種と事实上提携してハイリスク商品を販売し、多数の国民に大きな損害を与えてきたことは周知の事実であります。大銀行は、それに関してまともな反省の姿勢も見せておりません。銀行持株会社の創設によって、こういう事態が一層露呈しになるのではないか。その危険がないと言えますか。

アメリカでは、早くから銀行持株会社が認められております。しかしながら、いわゆるグラス・スティーガル法のもとで、いろいろな経過や議論はありますが、銀行持株会社の傘下に主として証券業務に従事する会社は置けないとしており、例外的に認められている証券子会社と銀行との関係

でも、二十八項目に及ぶ厳しい規制を課しております。銀行の証券への融資の量なども具体的に規制されております。銀行と証券との兼業を認める場合は、その間に厳しい隔壁、ファイアウォールを設けることが常識であります。

ところが、本法案は、このアメリカの銀行、証券関係のあり方を大きく超えて、銀行持株会社の傘下に証券を公然と入れることを認めながら、その一方で、持株会社や銀行に対する規制は極めて緩やかであります。銀行と親会社、兄弟会社との取引に関して、取引の通常の条件に照らして銀行に不利益を与えると認められるものを禁止する規定、そして役員の兼任に関して、銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合の禁止規定がありますが、到底有効とは考えられません。

総理、この程度の規制で十分だと考えているのでしょうか。銀行、証券の兼業を認める以上、なぜもっと厳しい規制をしないのですか。お尋ねをしたいと思います。

第一の问题是、持株会社を通じて巨大銀行の力が一層強まり、金融機関の再編をもたらさざるを得ないという点についてであります。日本の金融制度は、これまで、業務や分野あるいは地域により、特色を持った銀行などがそれぞれ役割を果たすという、いわゆる専門性、分業性を持つ特色としてまいりました。しかし、金融持株会社の導入を進め、ビッグバンを推進するなどを一つの特色としてまいりました。しかし、金融弱肉強食の激しい競争が行われることになりまます。公正で自由な競争は一層抑制され、巨大銀行本位の金融再編を促進することは明らかであります。

官報(号外)

総理、この法案によって一握りの金融機関、金融コングロマリットだけが生き残り、特色ある信用組合、信用金庫などを含む中小金融機関、地域金融機関などの大幅な整理淘汰が促進されることになると危惧されますが、そうならないと言えますか。法案の言う効率化とは、まさにこの整理淘汰を指すのではありませんか。いわゆる「ビッグバン」を進める中で、政府はこうした中小金融機関の果たす役割をどう考へているのでしょうか。はつきりとお答え願いたいと思います。

第三に、銀行持株会社の産業全体への支配力の強化にかかる問題です。

日本の大銀行は、いわゆるメーンバンク制のもとで、今現在、既に株式保有や役員派遣などを通じ、企業に対しだけ大きな影響力を行使しています。さらに、株式の相互保有が広範に行われています。六大企業集団や企業系列が形成されています。その現状のもとで金融持株会社を認めることは、企業に対する銀行の支配力を一層強め、企業集団を強化することになる、これは明白であります。

この法案は、金融機関による経済力の集中を規制し、金融と産業との癒着を制限する「独立禁止法」の趣旨に反し、それを骨抜きにするものであります。銀行が会社株式を5%まで保有できるとする現行の規定自体問題ですが、法案は、銀行持株会社グループによる、子会社にできない会社の株式保有を一五%まで認めるとしています。アメリカでは、銀行による株式保有を禁止し、銀行持株会社グループによる他の会社の株式保有を五%に制限しています。

総理、日本の産業界にも、銀行の産業支配を抑

制するために五%に抑えてほしいという声があります。なぜグループの保有限度を、この法案で一五%と緩めたのですか。また、なぜ銀行の株式保有総量を規制しないのですか。理由を明確にしていただきたいと思います。

銀行持株会社は、効率的な金融業務の運営を目的とするのですから、傘下の子会社を自由に売買することができます。

第六に、持株会社グループの中での労働条件などにかかる問題です。

銀行持株会社は、効率的な金融業務の運営を目的とするのですが、傘下の子会社を自由に売買することができます。そのたびに大幅な人員整理や労働条件の切り下げが行われるでしょう。子会社が倒産した場合に、その子会社の労働者は、親会社である持株会社の責任をどこまで問えるのかという問題も生じます。

要するに、持株会社は、都合のいいときには子会社を自由に使い、そこから発生した損失については都合よく責任を回避できる、そういう無責任な経営体制になりかねないであります。それは雇用や労働の問題だけでなく、本来の金融業務についても言えることであります。銀行という公共性を持つ分野でこういう事態が生まれることは、ゆるしいことであります。

総理、信用組合特別勘定に財政資金を投入するという危険が現に存在するのではありませんか。信組特別勘定への財政資金投入はすべきではありませんが、さらに、信組以外への新たな財政資金投入は行わないと言えますか。

罰則の整備に関する法案について一言触れます。

金融界の最近のさまざまな不祥事を見れば、罰則の整備は当然であります。しかし、既に触れたか。政府として、それにどう対応するつもりでしょうか。また、この制度のもとで、子会社に対する親会社の責任というものを明確にしておくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

法案は、また、預金保険法を変えて、破綻金融機関を救済しようとする銀行持株会社などに対する罰則の整備は、金融持株会社の目的についてお尋ねがございました。

金融持株会社の解禁は、銀行など金融機関の経営形態の選択肢の拡大をもたらすものであり、その活用により、金融分野での競争促進や経営の効率化が期待をされるとともに、専門化・高度化した金融サービスの開発、提供が促進され、利用者である国民の利便の向上に資するものと考えております。

救済を容易にするということで、銀行持株会社設立の利点にささえ数えられています。しかし、まさ

にこれは、さきに述べた弱肉強食の金融機関再編を促進するものであります。

同時に、これは預金保険機構の出動を一層安易にします。

第四に、持株会社グループの中での労働条件などにかかる問題です。

銀行持株会社は、効率的な金融業務の運営を目的とするのですから、傘下の子会社を自由に売買することができます。そのたびに大幅な人員整理や労働条件の切り下げが行われるでしょう。子会社が倒産した場合に、その子会社の労働者は、親会社である持株会社の責任をどこまで問えるのかという問題も生じます。

要するに、持株会社は、都合のいいときには子会社を自由に使い、そこから発生した損失については都合よく責任を回避できる、そういう無責任な経営体制になりかねないであります。それは雇用や労働の問題だけでなく、本来の金融業務についても言えることであります。銀行という公共性を持つ分野でこういう事態が生まれることは、ゆるしいことであります。

総理、金融持株会社解禁に関するこの二法案は、そうした国民の求める方向とは全く逆行するものであるということを私は強調をして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 佐々木議員にお答えを申し上げます。

まず、金融持株会社の目的についてお尋ねがございました。

金融持株会社の解禁は、銀行など金融機関の経営形態の選択肢の拡大をもたらすものであり、その活用により、金融分野での競争促進や経営の効率化が期待をされるとともに、専門化・高度化した金融サービスの開発、提供が促進され、利用者である国民の利便の向上に資するものと考えております。

が複雑になるなど生活に負担がかかるということ

がありました。時計をする際、何を基準にしてその種類を選ぶかという質問への答えでは、収益性、もうかるかどうかというのがたった一五・三%に対し、安全性が実に四九・三%という結果であります。多くの国民が、銀行など金融機関がますます国民から離れた、国民に不利益をもたらす存在になりつあると感じていることがここにはっきりと示されています。

総理、この国民の不安にこたえる道は、大銀行、金融機関への一層の規制緩和や投機的商品の拡大あるいは大銀行本意の金融再編ではなく、金融消費者保護制度の確立はもとよりのこと、銀行の公共性・社会的役割を重視し、その責任を果たさせて国民を守る、そういうルールをしっかりと確立することではありませんか。はつきりとお答えを願いたいと思います。

金融持株会社解禁に関するこの二法案は、そうした国民の求める方向とは全く逆行するものであるということを私は強調をして、質問を終わります。(拍手)

金の世論調査によれば、罰則の整備は当然であります。しかし、既に触れたか。政府として、それにどう対応するつもりですか。また、この制度のもとで、子会社に対する親会社の責任というものを明確にしておくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

法案は、また、預金保険法を変えて、破綻金融機関を救済しようとする銀行持株会社などに対する罰則の整備は、金融持株会社の目的についてお尋ねがございました。

金融持株会社の解禁は、銀行など金融機関の経営形態の選択肢の拡大をもたらすものであり、その活用により、金融分野での競争促進や経営の効率化が期待をされるとともに、専門化・高度化した金融サービスの開発、提供が促進され、利用者である国民の利便の向上に資するものと考えております。

次に、金融持株会社に関する銀行業と証券業の関係についてお尋ねがございました。

法律案では、親子関係にある銀行と証券会社と同様に、持株会社傘下の兄弟会社の間にも、利益相反取引防止の観点から、公正な取引を確保するための措置を講じており、今回の解禁が直接銀行業と証券業の関係を大きく変更するものではないと考えております。

次に、銀行のハイリスク商品の販売に関するお尋ねであります。

金融システム改革により多様化、高度化した金融サービスを利用者が享受できるよう、利用者保護のための公正な取引ルールのあり方の検討は必要であります。

御指摘の、銀行が持株会社を活用し、業務展開を図り、さまざまな商品を扱う場合におきましても、例えば、顧客が商品の内容について誤認しないためのルールづくりが必要であるうと思われます。

次に、ファイアウォール規定についてお尋ねがございました。

今回の法案では、銀行とその持株会社または兄弟会社との利益相反取引により銀行経営の健全性が損なわれることなどの弊害を防止するための措置を講ずることとしております。弊害防止措置に

ついては、実効性のある必要最小限のものを確保する」ことが大切であると考えております。

持株会社の活用を含む金融システム改革は、商品・業務・組織形態の自由化、多様化を通じて、各金融機関の特性を最大限に生かした経営を可能

とするものであります。中小金融機関につきましても、これに伴い、今後とも一層地域のニーズにきめ細かく対応することにより、その役割を十分に果たすものと期待をいたしております。

次に、銀行持株会社グループ及び銀行による株式保有についてのお尋ねがございました。

銀行持株会社グループの株式保有限度につきましては、銀行経営の健全性の確保や金融機関の株式保有の状況などを総合的に勘案して一五%とし

たものであります。また、銀行の株式保有総量の

あり方につきましては、銀行経営の健全性や株式市場に与える影響などの観点から検討していくことも必要であると考えております。

次に、金融持株会社の解禁に伴う雇用・労働条件について、悪くなるのが確実だという御見解が示されました。しかし、雇用・労働条件は関係労使間の話し合いで決定をされるものであります。これが確実に悪くなるというのは予断ではなく

いかと思います。

株会社解禁に伴う労使関係の対応については、労使関係者を含めた協議の場を設け、今後二年をめどに検討する所とされましたがことを受け、現在、労働省でそのための懇談会を開催し、検討を進めております。

○副議長(渡部恒三君) 吉田公一君。

[吉田公一君登壇]

○吉田公一君 私は、太陽党を代表いたしまして、金融関連三法案につき、総理並びに大蔵大臣に質問をいたします。

次に、金融持株会社制度における親会社の子会社に対する責任に関するお尋ねがございました。

一般的には、子会社に対する親会社の責任を追及することはできないと考えられておりますけれども、例えば、子会社たる銀行の違法行為が銀行

がある場合には、その責任を追及できると解されています。

次に、預金保険機構に対する財政資金の投入に関するお尋ねがございました。

今回の法改正によるその措置自体が機構の財源状況を悪化させる原因となるものだと考えておりません。また仮に、現在見込まれる機関の財源

で対処が困難な状況が発生した場合には、平成十一年度末までに保険料率の検討を行うこといたしております。

最後に、金融における消費者保護や金融機関がその責務を果たすためのルールの確立についてお尋ねがございました。

今回の金融システム改革においては、利用者の保護を図る観点から、ルールの整備に向けて検討を進めていくとともに、金融機関などのルール違反に対して厳正な処分を行うことなどにより、透明で信頼できる我が国金融市場の構築に努めてまいります。(拍手)

そこで、まず、さきの独禁法改正の際の附帯決議で、持株会社解禁に伴う労使関係の対応については、労使関係者を含めた協議の場を設け、今後二年をめどに検討する所とされましたことを受け、現在、労働省でそのための懇談会を開催し、検討を進めております。

○副議長(渡部恒三君) 吉田公一君。

[吉田公一君登壇]

次に、金融持株会社制度における親会社の子会社に対する責任に関するお尋ねがございました。

一般的には、子会社に対する親会社の責任を追及することはできないと考えられておりますけれども、例えば、子会社たる銀行の違法行為が銀行

さらに、今回の証券業界準大手の三洋証券の倒産は、政府、大蔵省の護送船団方式の見通しが狂い始めているのだと考えております。それに加え

て、我が国の銀行、証券、保険などの金融市場は、今日、国際的な流れの中で、国際標準から立ちおくれて競争力が低下してしまうなどの危機感が強くなっています。

橋本総理は、金融システムの改革の方向として、市場原理の働く自由な市場、透明で信頼できる公正な市場、国際的で時代を先取りする市場、いわゆる自由、公正、グローバルの三原則を掲げ、今後五年間で規制の撤廃、緩和、財務内容の開示の充実、国際標準に沿った会計制度の転換などを示しております。しかし、二〇〇一年までの五年間で行うという改革であるだけに、焦点が定まらず、これらの改革の実現が懸念されているところであります。

そのような中にあって、総理自身が、金融システム改革への今後の日本版・ピッグバンに向けての具体的スケジュールを国民の目に見える形で明示すべきであります。総理の見解をお伺いしたいと存じます。

次に、改正法案であります金融持株会社設立関連法案について、大蔵大臣に質問いたします。

大蔵省は、銀行を一〇〇%保有する持株会社を当該銀行が設立することを可能とするために、いわゆる米国型の三角合併方式を導入するとし、海外に支店を開拓し、膨大な債権債務を持つ銀行の場合について、NTTの持株会社で利用される抜け殻方式では、海外における債権債務の譲渡に

田済に進めるには、法的な受け皿づくりなど環境整備が必要であります。

ささらに、今回の証券業界準大手の三洋証券の倒産は、政府、大蔵省の護送船団方式の見通しが狂い始めているのだと考えております。それに加えて、我が国の銀行、証券、保険などの金融市場は、今日、国際的な流れの中で、国際標準から立ちおくれて競争力が低下してしまうなどの危機感が強くなっています。

橋本総理は、金融システムの改革の方向として、市場原理の働く自由な市場、透明で信頼できる公正な市場、国際的で時代を先取りする市場、いわゆる自由、公正、グローバルの三原則を掲げ、今後五年間で規制の撤廃、緩和、財務内容の開示の充実、国際標準に沿った会計制度の転換などを示しております。しかし、二〇〇一年までの五年間で行うという改革であるだけに、焦点が定まらず、これらの改革の実現が懸念されているところであります。

そのような中にあって、総理自身が、金融システム改革への今後の日本版・ピッグバンに向けての具体的スケジュールを国民の目に見える形で明示すべきであります。総理の見解をお伺いしたいと存じます。

次に、改正法案であります金融持株会社設立関連法案について、大蔵大臣に質問いたします。

大蔵省は、銀行を一〇〇%保有する持株会社を当該銀行が設立することを可能とするために、いわゆる米国型の三角合併方式を導入するとし、海外に支店を開拓し、膨大な債権債務を持つ銀行の場合について、NTTの持株会社で利用される抜け殻方式では、海外における債権債務の譲渡に

したことは評価できますが、既存銀行の株主に対する

株式譲渡益課税や有価証券取引税の免除、持

株会社の設立登記等の登録免許税の免除、根抵当

権の変更登記等の登録免許税の免除が認められま

せんと、コストがかかり過ぎて銀行持株会社設立

は現実には困難ではないでしょうか。

今回の商法の特例法により銀行の持株会社化を

実現するためには、税法についても改正する必要

があると考えております。

金融持株会社方式の導入は、銀行、証券、保険

など金融サービスを総合的に提供し、顧客の利便

性に供するというのが第一義的なものであります

が、それに加えて、金融再編にとっても有効でな

ければなりません。例えば、破綻銀行を引き取つ

て金融機関の整理統合を進めることができるよう

な体制を整備しなければならないと思います。

さらには、長期信用銀行や信託銀行は普通銀行

に転換して、金融持株会社を設立し、地銀を傘下

に置くことによって、支店網と業務の拡大を図る

というメリットがある反面、金融持株会社方式を

進める場合には、銀行、証券、生保、損保の間に

厳格な業務の隔壁を設定する必要があると考えて

おります。

それに加えて、生保業界は相互会社の傘下に金

融持株会社を置いて、その下に各種金融機関を抱

えた場合、相互会社であります生保は、経営内容

の開示、透明性、社内監査制度の充実強化、破綻

の株主になりますと、形式的には戦前の財閥本社

のようになりますと、これが金融持株会社

の株主会社は、その株式が公開され、分散してい

ることが大前提であり、大蔵大臣の御見解を伺い

たいと存じます。

次に、罰則強化法案について質問いたします。

今回の法案を見る限り、罰則強化によって守る

ものが何なのか判然といたしておりません。金融

機関か、それとも金融システムなのか。後者であ

れば、不正融資程度で接らざるほど日本の金融シス

テムは脆弱なのか。現在の不良債権問題は、資産

価値の急激かつ大幅な下落が原因であり、抽象的

にせよ、金融システムの安全性を害する行為を罰

するという考え方ならば、その対象をもっと広げる

必要があるのでないでしょうか。

また、罰金や懲役の強化で経済犯罪を抑制する

ことが果たしてできるのか。人権問題に直結する

刑罰の強化は慎重でなければなりません。つま

り、罰則強化による投資コスト引き上げには限界

があり、むしろ懲罰的損害賠償などの制度導入を

図るべきであります。今回の罰則強化は、住専問

題などに端を発した問題解決としては理解をでき

ますけれども、法体系のあるべき姿という点では

いかがなものかと思います。大蔵大臣の御見解を

伺いたいと思います。

最後に、金融・資本市場改革の、いわゆるピッ

グバンと称される諸々の改革は、我が国の税制、

金融制度を初め金融機関及び証券、生保等の金

融・資本市場の中核をなす企業の経営そのもの

に、またユーザーとしての国民や企業の行動に変

化をもたらすものであります。私は、金融システ

ムの改革は、橋本総理の主張されるように、我が

国活力ある発展にとって必要不可欠な措置であ

るということを総理に申し上げて、私の質問を終

わせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 吉田議員にお答

えを申し上げます。

私は、金融システム改革への今後の具体的な

スケジュールという点についてのお尋ねをいただ

きました。

この改革につきましては、本年六月、関係審議

会の報告がまとまり、改革全体の具体的な措置と

スケジュールを明らかにいたしました。今後はこ

のスケジュールに沿って改革を進めることとして

おりまして、実現可能なものから実行に移してお

ります。

法律改正が必要な事項につきましては、今国会

に提出しております法案のほか、大半の事項につ

きまして次期通常国会に所要の法案の提出を目指

すこととしており、改革の多くの事項を平成十一

年度までには完了することとしております。

今後とも、この改革の内容などにつきまして

も、御指摘のように広く国民の理解を得るよう努

めてまいりたいと思います。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答

弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣三塚博君登壇〕

○国務大臣(三塚博君) 吉田議員にお答えを申し

上げます。

銀行持株会社の設立に係る税負担についてのお

尋ねであります。

銀行持株会社の設立に伴う税制上の措置につき

ましては、その設立形態を考慮しながら、銀行以

外の持株会社との課税のバランスなど課税の公平

等の観点を踏まえながら、検討してまいります。

金融持株会社方式を進める場合の業務隔壁につ

いてのお尋ねであります。

金融持株会社方式を進めるに当たりましては、

金融持株会社の意義等を損なわないようにつ

つ、利益相反等の弊害の防止を担保するため、御

指摘のよう、銀行、証券等の間において実効性

のある、必要最小限の業務の隔壁を確保していく

ことが大切であると考えております。

相互会社が傘下に金融持株会社を置くことは問

題ではないかとのお尋ねでございます。

相互会社についても、保険業法上のディスク

ロージャー規定、会計監査人による監査制度等、

経営の透明性確保のための措置が整備をされてお

ります。

なお、保険会社が子会社として持株会社を保有

することについては、今後、検討を行い、必要な

措置を講じてまいりたいと考えております。

罰則強化法案について、何を守るということか

というお尋ねであります。

本法案は、今般の金融不祥事を踏まえまして、

その再発防止を図りますとともに、今後の金融シ

ステム改革に向けて、公正かつ透明な金融・証券

市場の構築を図ることを目的としており、こ

のような観点から、金融機関等の検査回避、虚

偽報告に係る罰則や不公正取引、ディスクロー

ジャー違反に係る罰則など、金融関係法律全般に

わたり、広く罰則強化を図るものであります。

最後に、罰金や懲役の強化で経済犯罪を抑制す

ることができるのかというお尋ねでございます。

今回の罰則強化においては、銀行等の検査回

避、虚偽報告については、現行の五十万円以下の罰

金に引き上げますとともに、法人に対しては二億

円以下の罰金とするなど、大幅に強化をしたとこ

るであり、違反行為に対し、十分な抑止効果を上げるものと考えております。

なお、御指摘の懲罰的損害賠償の導入につきましては、刑事罰は厳格な裁判手続によって初めて科することができるとする憲法上の趣旨に反するおそれがあると考えられ、慎重な検討が必要と考えております。

以上でございます。(拍手)  
○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

## 午後四時六分散会

## 出席國務大臣

内閣総理大臣	橋本龍太郎君
大蔵大臣	三塚 博君
農林水産大臣	島村 宜伸君
通商産業大臣	堀内 光雄君
国務大臣	小里 貞利君
出席政府委員	
大蔵省銀行局長	山口 公生君

## ○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十月三十一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。

- 一、去る十月三十一日、緒方国立国会図書館長から伊藤議長あて、平成八年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。
- 一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。
- 一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。

平成九年度第一・四半期における予算使用の状況

四九三	小川 元君	中山 成彬君	鈴木 恒夫君	中川 昭一君	佐藤 静雄君	野田 実君	井奥 長勢君	持永 和見君	平林 鴻三君	谷津 義男君	河村 建夫君	福永 信彦君	細田 博之君	村田 吉隆君	福永 信彦君	江渡 聰徳君	砂田 圭佑君	古川 元久君	川内 博史君	内閣総理大臣 橋本龍太郎
-----	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------------

四九二	柳沢 白川 伯夫君	大蔵省銀行局長 山口 公生君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君	(報告書受領)	内閣総理大臣 橋本龍太郎	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君
-----	-----------	----------------	---------------	------------	---------------	---------------	-------------	---------------	------------	---------------	---------------	-------------	---------	--------------	------------	---------------	---------------	-------------	---------------	------------	---------------	---------------	-------------

四九一	江崎 鐵磨君	柳沢 白川 伯夫君	大蔵省銀行局長 山口 公生君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君
-----	--------	-----------	----------------	---------------	------------	---------------	---------------	-------------	---------------	------------	---------------	---------------	-------------	---------------	------------	---------------	---------------	-------------	---------------	------------	---------------	---------------	-------------

四八五	高市 鎌田 節哉君	柳沢 白川 伯夫君	大蔵省銀行局長 山口 公生君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君	内閣総理大臣 橋本龍太郎君	大蔵大臣 三塚 博君	農林水産大臣 島村 宜伸君	通商産業大臣 堀内 光雄君	国務大臣 小里 貞利君
-----	-----------	-----------	----------------	---------------	------------	---------------	---------------	-------------	---------------	------------	---------------	---------------	-------------	---------------	------------	---------------	---------------	-------------	---------------	------------	---------------	---------------	-------------

内閣参謀第三五二号  
平成九年十一月三十一日  
内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
私は、平成九年十一月一日(土)午前八時羽田空港発、十一月一日(日)午後九時三十同空港着の予定で、ロシア連邦訪問のため出張します。

一、去る四日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。  
内閣参謀第三五二号  
平成九年十一月四日  
内閣総理大臣 橋本龍太郎  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
私は、平成九年十一月八日(土)午前七時三十分羽田空港発、十一月十日(月)午前七時三十分の予定で、サウディ・アラビア王国訪問のため出張しますので御通知いたします。

四九四	牧野 隆守君	越智 伊平君	(常任委員辞任及び補欠選任)	一、去る十月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 議院運営委員 辞任 江渡 聰徳君 砂田 圭佑君 古川 元久君 川内 博史君 内閣総理大臣 橋本龍太郎
-----	--------	--------	----------------	---

五〇〇	越智 伊平君	(常任委員辞任及び補欠選任)	一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 議院運営委員 辞任 江渡 聰徳君 砂田 圭佑君 古川 元久君 川内 博史君 内閣総理大臣 橋本龍太郎
-----	--------	----------------	---

官 報 (号 外)

平成九年十一月六日 衆議院会議録第九号 議長の報告

の提供に貢献してきた。

この住宅金融公庫の適正化のため、住宅金融公庫法及び同法施行規則が定められております。また、住宅金融公庫融資物件においては、「賃貸条件」が公庫法により具体的に定められております。その趣旨として

① 公庫の貸付けに係る賃貸住宅について賃貸人は、毎月、その月又は翌月分の家賃を受領すること、及び賃貸人が受領する敷金は家賃の三箇月分を超えてはならない。

② 賃貸人は、家賃と敷金の外、賃借人から権利金、謝金等の金品を受領してはならない。

③ 賃貸人は、その他賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としてはならない。

ところで、昭和五六年ころから、関西地方の一

部の不動産業者から、法及び規則では物品使用料の徴収が禁じられていないことを根拠に、冷暖房機を当該不動産に設置し、賃借人から冷暖房設備協力負担金(名目で入居時及び契約更新時に金員を徴収する方法)を生み出し、関西地方の住宅金融公庫融資物件では概ね十二万円ないし二十四万円程度の額の設備協力金の徴収が広く行われている。

賃貸不動産によっては、設備協力金が家賃の二箇月分に相当したり、設置された冷暖房機の購入代金より高額となるなど、賃借人に過度の負担を課さないように設けられた法や規則の規制が、有名無実化している例もあるが、入居者の殆どは、住宅金融公庫融資物件に対する法及び規則の規制を知らないため、仲介業者に言われるまま安易に設備協力金の支払を承諾してしまい、後に設備協

力金の支払をめぐり、賃貸人と賃借人との間で民事裁判に発展する例もあります。

そこで住宅金融公庫は、平成八年四月、設備協力金の徴収に関する次の規制をした。

(1) 借入人居者から「冷暖房設備使用料その他名目のいかんを問わず、家賃、敷金以外の入居者の不當な負担となる金員を徴収又は預かることはしない」との念書の徴収

(2) 借入申込者に対する「冷暖房機使用料」の徴収方法(括前払いの禁止)、使用料額基準

(冷暖房機購入額に〇・〇一八〇七三を乗じた額)等についての注意事項の配布

しかし、(1)は平成八年五月以降に借入れ申込みを受理した者、(2)は平成七年以前に借入れ申込みを受理した者で平成八年四月以降に賃貸計画を届け出た者が対象とされており、平成八年四月以前の設備協力金については、依然として曖昧な扱いがなされている。

この住宅金融公庫の規制に対しても、不動産業者は、長年許容しておきながら急に規制を設けたことや設備協力金の算定方法に不満を示している。

設備協力金の基準額についての書面は、住宅金融公庫の正式な指導文書か。

2 住宅金融公庫の基準を超えた設備協力金の徴収は違法という趣旨か。

3 住宅金融公庫の基準を超えた設備協力金の徴収をした家主や不動産業者に対して、どのような対応がなされるか。

4 住宅金融公庫における取扱の差異について

1 平成七年度以前に借入れ申込みを受理した者については、住宅金融公庫の基準を超える設備協力金の徴収がなされても適法と考えるのか。

2 平成七年度以前に借入れ申込みを受理した者と、それ以外の者との間に、設備協力金の徴収限度額に差異を認める根拠はどこにあるのか。

3 以前の設備協力金については、依然として曖昧な扱いがなされている。

この住宅金融公庫の規制に対しても、不動産業者は、長年許容しておきながら急に規制を設けたことや設備協力金の算定方法に不満を示している。

以下「法」という。(第十七条第一項第三号の貸付に係る賃貸住宅で平成八年四月一日前に貸付けの申込みが受理されたものについては、冷暖房機の設置費用を負付けの対象としておらず、また、当該貸付けを受けた賃貸人(以下「賃貸人」という。)が設置した冷暖房機の使用料は法第二十五条第一項に規定する「住宅の建設に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参考して主務大臣が定める額」(以下「限度額」という。)の構成要素には含まれず本来家賃とは別に当該使用料を徴収することは、法によって当然には禁止されていないとしていたものと承知している。

しかしながら、冷暖房機使用料の名目で賃貸人によって徴収される金員が機器の使用料の範囲を超えると認められる場合には、当該金員の徴収は、法第三十五条第一項及び住設省令第一号。以下「規則」という。第十条の規定によつて禁止された権利金の受領等(以下「権利金の受領等」という。)に該当するおそれがあることから、公庫においては、貸付けを受けた者に対して、当該使用料の額、徴収方法等について指導を行つてきたものと承知している。

御指摘の「書面」は、平成八年四月一日前に貸付けの申込みが受理され、同日以後に賃貸計画の届出がされた賃貸住宅について、賃貸人が冷暖房機使用料を徴収しようとする場合に、当該使用料の徴収が権利金の受領等に当たることとならぬよう、徴収する額の目安を示すため

# 官報(号外)

に、住宅金融公庫大阪支店が作成した文書であると承知している。

なお、公庫は、冷暖房機が入居者の生活のための必需品となり、住宅の一部となつたとの認識から、平成八年四月一日以後に貸付けの申込みを受理した賃貸住宅については、冷暖房機の設置費用を貸付けの対象とするとともに、賃貸人が設置した冷暖房機の使用料を限度家賃の構成要素に含まるものとした。その結果、冷暖房機の設置費用が貸付けの対象となる住宅の建設費に含まれている場合においては、当該冷暖房機の使用料は本来家賃に含めるべきものとなつたところである。

一の2及び3について  
平成八年四月に住宅金融公庫大阪支店が作成した冷暖房機使用料の徴収について」(以下「指導文書」という)。記④に定める冷暖房機使用料の算出方法は、賃貸人による冷暖房機の使用料の徴収が権利金の受領等に当たることとならないよう、徴収する額の目安を示すために定められたものと承知しており、これにより算出された額を超える金員の徴収が行われた場合においてその行為が違法であるか否かについては、あくまでも法第三十五条第一項及び規則第十条の規定に照らし個別の事案ごとに判断されるべき問題であると考えている。

法第三十五条第一項の規定に違反した者に対しては、公庫は法第二十一条の四第三項の規定に基づいて繰上償還を請求することができるほか、法第四十六条の罰則が適用される。

二について  
いわゆる冷暖房設備協力金の取扱いに関する

経緯については、一の1についてにおいて述べたとおりであり、平成八年四月一日前に貸付けの申込みが受理された賃貸住宅について家賃によつて当然には禁止されていないものと考えられるが、当該使用料の徴収が権利金の受領等に当たることのないよう、公庫は、当該使用料の額、徴収方法等について賃貸人を指導してきたところであると承知している。

なお、指導文書は、平成八年四月一日前に貸付けの申込みが受理され、同日以後に賃貸計画の届出がされた賃貸住宅を対象としたものであるが、建設省は、同日前に賃貸計画の届出を行つた賃貸人に對しても同様の指導を行うよう公庫は、当該賃貸人に対し近日中に指導文書と同趣旨の通知を行う予定であると承知している。

(答弁通知書受領)  
一、去る十月三十一日、内閣から、衆議院議員草川昭二君提出医薬品の適正使用に関する質問に対する、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成九年十一月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

本孝史君提出献血による血漿分画製剤の製造・供給の在り方に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成九年十一月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員山本孝史君

提出日本赤十字社の血液凝固因子第九因子製剤の製造に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成九年十二月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

第九節 中小企業対策(第三十条・第三十一

第十節 人件費(第三十二条)  
(三条)

第十一節 その他の事項に係る経費(第三十

第十二節 準助金等の見直し(第三十四条)  
(三十九条)

第三章 地方財政の健全化(第三十九条・第四

第十一節 第二章 総則  
(三十九条)

附則  
第一章 総則  
(目的)

第一条 この法律は、国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることからがんがみ、財政構造改革の推進に関する質問に

財政構造改革の推進に関する特別措置法  
第二章 各歳出分野における改革の基本方針、

右  
平成九年九月二十九日  
内閣総理大臣 橋本龍太郎  
国会に提出する。

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 各歳出分野における改革の基本方針、

集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び政府が講すべき制度改革等

革等

第一節 社会保障(第七条—第十二条)

第二節 公共投資(第十三条—第十五条)

第三節 文教(第十六条—第十八条)

第四節 防衛(第十九条—第二十条)  
第五節 政府開発援助(第二十一条—第二十

二条)  
(財政構造改革の趣旨)

第二条 財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかん

がみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるものとする。

(財政構造改革の推進に関する國の責務)

第三条 國は、前条の趣旨にのっとり、財政構造改革を推進する責務を有する。

(財政構造改革の当面の目標)

第四条 財政構造改革の当面の目標は、次のとおりとする。

一 平成十五年度までに、一会计年度の国及び

地方公共団体の財政赤字額(国際連合の定めた基準に準拠して経済企画庁が作成する国民

経済計算の体系(以下「国民経済計算の体系」という。)における中央政府の貯蓄投資差額及び地方政府の貯蓄投資差額を合算した額であって、零未満のものをいう。以下同じ。)を零から差し引いた額を当該会計年度の国内総生産(国民経済計算の体系における国内総生産をいう。)の額で除して得られる数値(次条において「財政赤字の対国内総生産比」という。)を百分の三以下とすること。

二 平成十年度から平成十四年度までの間の各年度に国的一般会計において特例公債(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行される公債以外の公債であって、一会计年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、特別の法律に基づき発行されるものをいう。以下同じ。)を発行する場合には、その発行額の縮減を図りつつ、一般会計の歳出(同法第十九条で定める補正予算(以下単に「補正予算」という。)が作成された場合における一般会計の歳出を含む。)

は、平成十五年度までに特別公債に係る收入以外の歳入をもってその財源とするものとし、あわせて同年度の予算における公債依存度(一般会計の歳入(補正予算が作成された場合における一般会計の歳入を含む。)の額における公債金収入の額(同法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債に係る収入の額及び特例公債に係る収入の額を合算した額をいう。)の占める割合をいう。以下同じ。)を平成九年度の予算における公債依存度に比して引き下げるのこと。

(財政赤字の対国内総生産比の公表)

第五条 平成十年度から平成十五年度までの間ににおける各年度の予算及び当該各年度の地方団体

(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百二十二条)第二条第二号に規定する地方団体をいう。)における各年度の予算及び当該各年度の地方団体

における各年度の予算及び当該各年度の地方団体

当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額(一般会計の歳出の額から国債費(国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第一条第一項の規定その他政令で定める規定による一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金をいう。)の額、交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三号)第四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額その他の政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。)を抑制するとともに、次に掲げる観点等を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とする。

一 行政の各分野において国及び地方公共団体がと民間が分担すべき役割を見直すこと。

二 行政の各分野において国と地方公共団体が分担すべき役割を見直すこと。

三 国及び地方公共団体の施策により国民の受けける利益の水準とそれに要する費用を支弁するための国民の負担の水準との間の衡平を図ること。

四 活力ある経済社会を創出すること。

五 財政資金を効率的に配分すること。

六 国民負担率(一会计年度において国の収入となる租税及び印紙収入の額並びに地方公共団体の収入となる租税の額を合算した額、当該会計年度における国民経済計算の体系における各年度における財政赤字の対国内総生産比を計算して、公表するものとする。

2 大蔵大臣及び自治大臣は、前項に規定する各

年度における国民経済計算の体系における中央

政府の貯蓄投資差額及び地方政府の貯蓄投資差額が公表された場合においては、遅滞なく、当該会計年度における財政赤字の対国内総生産比を計算して、公表するものとする。

(国の中の財政運営の当面の方針)

第六条 國は、第四条に規定する財政構造改革の

額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。)を百分の五十を上回らないように抑制すること。

2 政府は、平成十年度の当初予算(補正予算及び財政法第三十条で定める暫定予算以外の予算をいう。以下同じ。)を作成するに当たり、一般歳出の額が平成九年度の当初予算における一般歳出の額を下回るようとするものとする。

第二章 各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改修等

(社会保障関係費に係る改革の基本方針)

第七条 政府は、社会保障制度の構造改革を進め、将来にわたり安定的に運営することが可能な社会保障制度の構築を図るため、社会保障制度の在り方にについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることにより、人口構造の高齢化等に伴う社会保障関係費の増加額をできる限り抑制するものとする。

2 前項に規定する社会保障関係費とは、生活保護、社会福祉、社会保険、保健衛生対策及び失業対策に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

(社会保障関係費の量的縮減目標)

第八条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、次条から第十二条までに定める措置を講ずること等により、社会保険関係費の額を次のとおり抑制するものとする。

一 平成十年度の当初予算における社会保障関

官 報 (外)

係費の額は、平成九年度の当初予算における社会保障関係費の額に三千億円を加算した額を下回ること。

二 平成十一年度及び平成十二年度の当初予算における社会保障関係費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における社会保障関係費の額におおむね百分の百一を乗じた額を上回らないこと。

2 前項の場合において、社会保障関係費の範囲は、集中改革期間の各年度の当初予算で定められた。ただし、平成九年度の当初予算における社会保障関係費の範囲は、平成十一年度の当初予算で定める。

(医療保険制度改革に関する検討)

第九条 政府は、医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十二年度までのできるだけ早い時期に、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)その他の法律に基づく医療保険制度等について抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、高齢者の置かれた経済状況を踏まえ、平成十二年度までに、一定額以上の収入等を有する高齢者に対する老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づく医療給付等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(年金制度改革に関する検討)

2 政府は、年金の額の改定の方針

三 事業所に使用される六十五歳以上の者に対する年金たる給付の在り方

四 年金たる給付を受ける権利を有する者(次項において「受給権者」という。)となる年齢について抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 年金たる給付の水準

六 その他将来の世代の負担の抑制を図るために措置(次項に規定する措置を除く。)

2 政府は、平成十二年度までに、給付と負担の適切な関係を維持することが年金制度の円滑な運営に必要であることに配慮しつつ、高齢者の七年法律第八十号の規定に基づく医療給付等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(年金制度改革に関する検討)

第十一条 政府は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び共済各法(国民年金法第五

条第一項第二号から第五号までに掲げる法律をいう。(以下「厚生年金保険法等」という。)に基づく年金たる給付に係る保険料等についての将来の世代における負担の抑制を図るため、集中改革期間中ににおいて最初に行われる財政再計算(厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する再計算等厚生年金保険法等の規定に基づく保険料率等の再計算をいう。第三項において同じ。)に係る。ただし、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 厚生年金保険法及び国民年金法に基づく保険料率等に關し、厚生年金保険法第八十一条第六項及び国民年金法第八十七条第五項により段階的に行うこととされている保険料率等の引上げの在り方

一 主として高齢者が長期にわたり療養を行う医療施設その他の施設に入所している者に対する年金たる給付の在り方

二 年金の額の改定の方針

三 事業所に使用される六十五歳以上の者に対する年金たる給付の在り方

四 年金たる給付を受ける権利を有する者(次項において「受給権者」という。)となる年齢について抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 厚生年金保険法等に基づく年金たる給付に係る保険料及び掛金の賦課の対象となる報酬の範囲

(年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)

第十二条 政府は、厚生年金保険法等に基づく年金事業その他の社会保険事業の事務の執行に要する費用について、第七条の趣旨を踏まえその在り方について検討を加えるとともに、第八条第一項に掲げる量的縮減目標及び第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、平成十一年度から平成十五年度までの間、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金事業の事務並びに国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に基づく短期給付及び長期給付に係る組合の事務の執行に要する費用(以下この条において「年金事業等の事務費」という。)の一部に国及び地方公共団体の負担以外の財源を充てるものとし、これにより、年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。

(雇用保険制度の見直し)

第十三条 政府は、平成十一年度当初予算の成立の

負担の公平の観点から、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 厚生年金保険法及び国民年金法に基づく保険料率等に關し、厚生年金保険法第八十一条第六項及び国民年金法第八十七条第五項により段階的に行うこととされている保険料率等の引上げの在り方

一 公共事業予算に係る改革の基本方針

第十四条 政府は、公共事業に係る予算について、経済構造改革を早急に推進する必要性、行政の各分野における国と地方公共団体との適切な役割分担等の観点を踏まえ、重点化及び効率化を図るものとする。

(公共投資関係費の量的縮減目標)

第十五条 政府は、平成十一年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が平成九年度の当初予算における公共投資関係費の額に百分の九十三を乗じた額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における公共投資関係費の額を下回るようにするものとする。

3 前二項に規定する公共投資関係費とは、国、

地方公共団体等が実施する社会資本としての道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設又は復旧の事業(国民生活の安定に寄与するための住宅の建設又は確保に関する事業を含む。)及び官公庁施設の建設等の事業(財政法第四条第一項ただし書

に規定する公共事業費に該当するものに限る。)に規定する公共事業費に該当するものに限る。)に規定する公共事業費に該当するものに限る。)に規定する公共事業費に該当するものに限る。)

4 第八条第二項の規定は、第一項及び第一項の場合における公共投資関係費の範囲について準用する。

(公共事業に関する計画における事業の量の実質的縮減)

第十五条 政府は、公共事業に関する計画(公共事業に関し事業の実施の目標及び量を定める全国に及ぶ計画であって、法律の規定に基づき策定されるもの又は政府が定めるものをいう。以下同じ。)のうちこの法律の施行の際現に存する平成八年以前の年度を始期とするもの(住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百零二号)第四条第一項に定める住宅建設五箇年計画及び計画の終期を平成九年度とするものを除く。)について、前条の趣旨及び第四条に規定する財政構造改革の当面の目標を踏まえ、当該各計画を、当該各計画に定める事業の量を変更することなく当該各計画における期間に比して長期の期間の計画に改定するものとし、これにより、一箇年当たり平均事業量(当該各計画に定める事業の量を当該各計画の期間の年数で除して得た量をいう。次項において同じ。)を縮減するものとする。

2 政府は、公共事業に関する計画であって平成九年度を始期とするもの(以下この項において「当該各計画」という。)について、前条の趣旨及び第四条に規定する財政構造改革の当面の目標を踏まえ、長期的視点に立って、当該各計画の期間については当該各計画と同一の公共事業の分野における平成八年度を終期とする各計画に

おける期間に比し長期の期間とするとともに当該各計画の事業の量については前項の趣旨を参考して策定するものとし、これにより、一箇年当たり平均事業量を抑制するものとする。

### 第三節 文教

(文教予算に係る改革の基本方針)

(公立義務教育諸学校等の教職員の給与費等に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)

第十六条 政府は、文教予算(学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図る等のための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。)について、児童又は生徒の数の減少に応じた合理化、受益者負担等の観点から、義務教育及び国立学校に対する一般会計の負担並びに私立学校に対する助成等の在り方に見直し、抑制するものとする。

(一般会計からの国立学校特別会計への繰入れ及び私立学校に対する助成の総額の量的縮減目標)

第十七条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)第三条第

二項の規定による一般会計からの繰入金の額が当該各年度の前年度の当初予算における同項の規定による一般会計からの繰入金の額を上回らないようとするものとする。

### 第四節 防衛

(防衛関係費に係る改革の基本方針)

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費

の額を上回らないようとするものとする。

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第四条及び第九条

の規定による私立学校の経常的経費に充てるた

めの国の補助金並びに同法第十条の規定による私立学校に対する国の補助金(私立学校の経常

的経費に充てるための国の補助金に限る。)の総額が当該各年度の前年度の当初予算におけることの規定による補助金の総額を上回らないようするものとする。

メリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務並びに安全保障協議委員会の事務に関するものとして一般会計予算に計上される経費をいう。

(防衛関係費の量的縮減目標)

第二十条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、防衛関係費(日本米安全保障協議委員会の下に設置された沖縄県に所在するアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域に関連する諸問題を検討するための特別行動委員会において取りまとめられ、同協議委員会において承認された沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域の整理、統合及び縮小並びに沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の運用の方法の調整方策に係る計画及び措置を実施するため必要となる経費(第三項において「特別行動委員会関係経費」という。)を除く。以下この条において同じ。)の額が当該各年度の前年度の当初予算における防衛関係費の額を上回らないようとするものとする。

2 前項に規定する日本米安全保障協議委員会とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であって安全保障問題の基礎をなすもののうち、緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 前項に規定する防衛関係費とは、自衛隊の管理及び運営並びにこれに関する事務、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の規定に基づくア

3 第八条第二項の規定は、第一項の場合における防衛関係費及び特別行動委員会関係経費の範囲について準用する。

# 官報(号外)

## 第五節 政府開発援助

(政府開発援助に係る改革の基本方針)  
第二十一条 政府は、政府開発援助について、その量的拡充が国際的に顕著なものとなつてゐる一方で、我が国の財政が危機的状況にあることを踏まえ、その量的拡充から質の向上への転換を図るものとする。

2 前項に規定する政府開発援助とは、次に掲げるもののをいう。

- 一 開発途上にある海外の地域等(以下この号において「開発途上地域等」という。)における経済及び社会の開発又は人道支援に寄与し、もって国際協力の促進に資することを目的として、政府が直接又は間接に開発途上地域等に対して行う協力のうち次に掲げるもの(次号に掲げるものを除く。)
  - イ 技術協力
  - ロ 無償の資金供与による協力
  - ハ 有償の資金供与による協力(資金の供与にならないよう金利、償還期間等について重い負担緩やかな条件が付けられているものに限る。)
  - ニ イからハまでに掲げるもののほか、この二の目的を達成するため必要な協力を
  - 一 前号の目的を達成するため活動に携わる国際機関等に対して行う出資並びに資金の拠出及び貸付け(同号ハの条件が付けられてゐるものに限る。)であつて、同号の目的達成に係るもの
  - 三 前二号に掲げるものに係る調査、研究、企

画、立案、実施等に直接又は間接に関連する事務

(政府開発援助費の量的縮減目標)

第二十二条 政府は、平成十一年度の当初予算を作成するに当たり、政府開発援助費の額が平成九年度の当初予算における政府開発援助費の額に十分の九を乗じた額を上回らないようにする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、政府開発援助費の額が当該各年度の前年度の当初予算における政府開発援助費の額を下回るようにするものとする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額が当該各年度の前年度の当初予算における科学技術振興費の額を上回らないようするものとする。

2 前項に規定する主要食糧関係費とは、主要食糧の計画的な流通を確保するための措置、政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置並びに主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置に關し一般会計予算に計上される経費をいう。

3 第八条第一項の規定は、第一項の場合における主要食糧関係費の範囲について準用する。

3 第二項に規定する政府開発援助費とは、前条第一項に掲げるものに關し一般会計予算に計上される経費をいう。

4 第八条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合における政府開発援助費の範囲について準用する。

## 第六節 農林水産

(農林水産関係予算に係る改革の基本方針)

第二十三条 政府は、農林水産業の担い手に対し、農林水産業に関する施策を集中的に行い、市場原理の一層の導入等を図ることにより、農林漁家の福祉の増進並びに国民食糧の安定的供給を図るために行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。)について、重点化及び効率化を進めるとともに、集中改革期間中においては科学技術振興費以外の経費との均衡に配慮するものとする。

3 前項に規定する科学技術振興費とは、国の試験研究機関、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(以下「特殊法人」という。)等であつて研究開発を目的とするもの及び特殊法人等に属する研究所等の統合又は廃止に關する計画を作成するものとする。

## 第八節 エネルギー対策

(エネルギー対策に係る改革の基本方針)

第二十四条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、主要食糧関係費の量的縮減目標)に係る主要食糧関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における主要食糧関係費の額をおおむね百分の百五を乗じた額を上回らないようするものとする。

(科学技術振興費の量的縮減目標)

第二十六条 政府は、平成十一年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額が平成九年度の当初予算における科学技術振興費の額におおむね百分の百五を乗じた額を上回らないようするものとする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額が当該各年度の前年度の当初予算における科学技術振興費の額を上回らないようするものとする。

## (エネルギー対策費の量的縮減目標)

第二十九条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、エネルギー対策費の額が当該各年度の前年度の当初予算におけるエネルギー対策費の額を上回らないようするものとする。

## 2 前項に規定するエネルギー対策費とは、エネルギーの長期的かつ安定的な供給を確保する等

のため、原子力及びエネルギー技術の研究開発の促進並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策等に関する一般会計予算に計上される経費をいう。

## 3 第八条第二項の規定は、第一項の場合におけるエネルギー対策費の範囲について準用する。

## 第九節 中小企業対策

## (中小企業対策費に係る改革の基本方針)

第三十条 政府は、中小企業対策費について、中小企業者等の活力及び地方公共団体の役割を尊重する観点から、すべての歳出を見直すものとする。

## 2 前項に規定する中小企業対策費とは、中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る施策に関する一般会計予算に計上される経費をい

## (中小企業対策費の量的縮減目標)

第三十一条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、中小企業対策費の額が当該各年度の前年度の当初予算における中小企業対策費の額を上回らないようするものとする。

## 2 第八条第二項の規定は、前項の場合における中小企業対策費の範囲について準用する。

## 第十節 人件費

## (人件費の抑制)

第三十二条 政府は、集中改革期間においては、適切な措置を講ずることにより、人件費は、(以下「補助金等」という。)に関する見直しを行つも(国家公務員以外の者に係る人件費に対する国)の補助及び自担に要する費用を含む。の総額を極力抑制するものとする。

## 第十一節 その他の事項に係る経費

## (その他の事項に係る経費の抑制)

第三十三条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、当該各年度の一般歳出のうち第七条、第十四条、第十七条各項、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十九条、第三十条及び前条に規定する経費以外の経費(以下この条において「その他の事項に係る経費」という。)の総額が、当

該各年度の前年度の当初予算におけるその他の事項に係る経費の総額を極力上回らないよう、抑制するものとする。

第十二節 補助金等の見直し

(補助金等の見直し)

第三十四条 国は、経済社会情勢の変化、行政の各分野における国及び地方公共団体と民間との役割分担の在り方並びに行政の各分野における国と地方公共団体との役割分担の在り方を踏まえ、すべての分野において、国の補助金、負担金、交付金(国以外の者が実施する特定の事業等に要する費用の財源の配付を目的として国が交付する給付金をいう。)、補助金(国以外の者

が事業等を実施するための経費について不足を生ずる場合にその不足を補うために国が交付する給付金をいう。)、委託費(国の事業等を国以

外の者に委託する場合に国が交付する給付金をいう。)その他相当の反対給付を受けないで国が交付する給付金であつて政令で定めるもの(以下「補助金等」という。)に関する見直しを行つものとする。

第三十五条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等(次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。次項において同じ。)については、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

第三十六条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて特殊法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人(次条において「特殊法人等」という。)に対して交付されるものについては、交付の対象となる事業等の見直しを行ふことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

第三十七条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付される補助金等の削減等)

第三十八条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、次に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

第三十九条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第四十条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第四十一条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第四十二条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第四十三条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第四十四条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第四十五条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第四十六条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第四十七条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第四十八条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第四十九条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第五十条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第五十一条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第五十二条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第五十三条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第五十四条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第五十五条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第五十六条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第五十七条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第五十八条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第五十九条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第六十条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

第六十一条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。

この条において同じ。の額の各省各庁(財政法

第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同

じ。の所管)との合算額が当該各年度の前年度

の当初予算におけるその他補助金等の額の各省

各庁の所管との合算額に十分の九を乗じた額

を上回らないようにするものとする。

# 号外

官

### 三 この法律の規定に基づき、集中改革期間中

に当該補助金等の給付の根柢となる制度の改

革に関する検討又は制度の見直しを行うこと

としているものその他政令で定めるもの

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、前項に規定するもの以外のものに該当する

補助金等の額の各省各庁の所管」ととの合算額が

当該各年度の前年度の当初予算における同項に規定するもの以外のものに該当する補助金等の額の各省各庁の所管」ととの合算額に十分の九

を乗じた額を上回らないようにするものとする。

(地方公共団体に対する行政上の措置)

**第三章 地方財政の健全化**  
**(財政構造改革の推進に関する地方公共団体の責務)**

第三十九条 地方公共団体は、第四条第一号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、国の財政構造改革の推進に関する施策に呼応し、及び並行して、財政構造改革に努め、その財政の自主的かつ自立的な健全化を図るものとする。

(地方公共団体に対する行政上の措置)

第四十条 政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、

地方公共団体に対し、適切に行政上及び財政上

の措置を講ずるものとする。

(地方一般歳出の額の抑制等のための措置)

第四十一条 政府は、第四条第一号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、地方一般歳出の額(地方財政計画に記載された地方公共団体の歳出総額の見込額から当該見込額のうち地方債の利子及び元金償還金の額その他の政令項に規定する各省各庁の長をいう。)は、補助金等の交付の決定に関し次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 補助金等の交付の目的等に応じ、当該補助金等に係る交付を決定する場合におけるその

決定額等の下限を定めること。

二 補助金等の交付の目的等に応じ、当該補助金等の交付の決定の概要等を公表することとし、公表に係る具体的方法等について定めるとともに、補助金等における予算の執行に係る手続の簡素化又は合理化に努めること。

**第二条** 政府は、この法律の施行後必要に応じ、財政構造改革の実施状況等を勘案し、国及び地方公共団体の財政の在り方にについて検討を加え、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成のため必要があると認めるときは、更なる歳出の改革と縮減のための措置を講ずるものとする。

**(財政法の一部改正)**

**第三条** 財政法の一部を次のように改正する。

第一十二条に次の二号を加える。

七 その他政令で定める事項

(国民年金法の一部改正)

第四条 国民年金法の一部を次のように改正する。

附則第九条の三の二の次に次の二条を加える。

(国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例)

第九条の三の三 平成十年度から平成十五年度までの各年度における第八十五条第一項の規定の適用については、同項中「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。)」とす

るよう、必要な措置を講ずるものとする。

二 政府は、平成十年度の地方団体の歳入歳出額の見込額に関する地方財政計画における地方

一般歳出の額が、平成九年度の地方団体の歳入

歳出額の見込額に関する地方財政計画における地方一般歳出の額を下回るよう、必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附則**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(第一条)

二九



官 報 (号 外)

前条の規定による改正前の港湾整備緊急措置法第三条第一項の港湾整備五箇年計画(以下この条において「旧計画」という。)を新計画とみなして、新港湾整備法第四条の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている五箇年間にを行うべき事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において七箇年間に行うべき事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

箇年計画」に、「平成八年七月三十一日」を、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行の日から起算して「二月を経過した日」に改める。

第六条第一項中「五箇年間」を「七箇年間」に改める。

(交通) 安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定により新交通安全施設整備法第十七条第五項の規定を適用する場合においては、旧総合計画を新総合計画と、この法律の施行の際現に存する旧交通安全施設整備法第六条第一項の道路の指定を新交通安全施設整備法第六条第一項の道路の指定とみなす。この場合においては、全施設等整備事業の実施の目標及び特定交通安全施設等整備事業の量は、それぞれ新特定計画において七箇年間にに行うべき特定交通安全施設等整備事業の実施の目標及び特定交通安全施設等整備事業の量として定められたものとみなす。

て、旧総合計画に定められている五箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項は、新総合計画において七箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項として定められたものとみなす。

4 旧総合計画に係る交通安全施設等整備事業又は旧特定計画に係る特定交通安全施設等整備事業で既に実施したものについては、それぞれ新総合計画に係る交通安全施設等整備事業又は新特定計画に係る特定交通安全施設等整備事業で既に実施したものとみなす。

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

**第十四条** 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正す  
る。

第三条の見出しを「(下水道整備七箇年計画)」に改め、同条第一項中「五箇年間」を「七箇年間」に、「下水道整備五箇年計画」を「下水道整備七箇年計画」に改め、同条第一項中「下水道整備五

等整備事業七箇年計画に改める。  
第九条第一項中「総合交通安全施設等整備事業五箇年計画」を「総合交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)  
第十一条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五回)の一部を次のように改正する。  
第一条第一項中「港湾整備五箇年計画」を「港湾整備七箇年計画」に改める。  
(交通安全部施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)  
第十二条 交通安全施設等整備事業に関する緊急

(港湾整備特別会計法の一部改正)  
第十一条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のようて改正する。  
第一条第一項中「港湾整備五箇年計画」を「港湾整備七箇年計画」に改める。

安全施設等整備事業五箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改め、同条第三項中「特定交通安全施設等整備事業五箇年計画」を「特定交通安全施設等整備事業七箇年計画」に改め、同項各号中「五箇年間に行なう」を「二箇年間に行なう」に改め、同条第百四十二条の二第一項第一号の「総合

この場合において、旧総合計画に定められていて、新総合計画とみなして、新交通安全施設整備法第九条第二項及び第十二条の規定を適用する。

この場合において、旧総合計画に定められていて、新総合計画において七箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項として定められたものとみなす。

新交通安全施設整備法第七条第一項の特定交

通安全施設等整備事業七箇年計画(以下この条において「新特定計画」という。)が定められるまでの間は、この法律の施行の際に存する旧交通安全施設整備法第七条第一項の特定交通安全施設等整備事業五箇年計画(以下この条において「旧特定計画」という。)を新特定計画と、旧交通安全施設整備法第八条第一項の実施計画を新

交通安全施設整備法第八条第一項の実施計画とみなして、新交通安全施設整備法第七条第五項、第八条から第十条まで及び第十二条の規定を適用する。この場合において、旧特定計画に



から七年後に」とする。

18 附則第十六項の規定による新全国森林計画の作成に伴う地域森林計画、国有林の森林計

画及び市町村森林整備計画の計画期間の調整

に関し必要な事項は、政令で定める。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第二十一条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「治山事業七箇年計画及び治水事業七箇年計画」に改め、同条第一項中「五箇年間」を「七箇年間」に、「治山事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画」に、「治水事業五箇年計画」を「治水事業七箇年計画」に改め、同条第二項中「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に、「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画又は治水事業七箇年計画」に改める。

第四条(見出しが含まれる)中「治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画」を「治山事業七箇年計画及び治水事業七箇年計画」に改める。

第二十二条 国有林野事業特別会計法(昭和二十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「治山事業五箇年計画」を「治

山事業七箇年計画」に改め、同項第一号中「以下

次号」を「次号」に改める。

(治水特別会計法の一部改正)

第二十三条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「治水事業五箇年計画」を「治

水事業七箇年計画」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定

数の標準に関する法律及び公立高等学校の設

置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する

法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 公立義務教育諸学校の学級編制及び

教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学

校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に

関する法律の一部を改正する法律の一部を次に

よう改める。

附則第二項から第五項までの規定中「平成十

年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」

に改める。

年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」

に改める。

### 理由

国及び地方公共団体の財政が危機的状況にある

ことを踏まえ、財政構造改革を推進し、安心で豊

かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現する

ことを目的とするため、財政構造改革の推進に関する主要な課題に十分対応

できる財政構造を実現するため、財政構造改革の推進に関する國の責務及び財政構造改革の当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間(平成十年度から平成十二年度まで)における主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革並びに地方財政の健全化に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

### 1 総則

(一) 国は、財政構造改革を推進する責務を有することとする。

(二) 財政構造改革の当面の目標として、平成十五年度までに、一会计年度の国及び地方公共団体の財政赤字の対国内総生産比を三

パーセント以下とする。また、一般会計の

予算における額に比して七パーセントを減

じた額を上回らないこと。また、平成十一

年度及び十二年度の当初予算における額は、

は、その前年度の当初予算の額を下回ることとする。

(三) 大蔵大臣及び自治大臣は、予算及び地方財政計画の国会への提出後、また、国及び

の健全化に関する事項を定める必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

### 財政構造改革の推進に関する特別措置法案

#### (内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の目的及び要旨

本案は、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、財政構造改革を推進し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現すること等の緊要な課題に十分対応

できる財政構造を実現するため、財政構造改革の推進に関する國の責務及び財政構造改革の当面の目標等を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革

年度から平成十二年度まで)における主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革並びに地方財政の健全化に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

2 各歳出分野における改革の基本方針、量的縮減目標等

各歳出分野ごとに改革の基本方針等について定めるとともに、主要な経費の量的縮減目標を次のとおり定めることとする。

(一) 社会保障関係費について、平成十年度の当初予算における額は、平成九年度の当初予算における額に三千億円を加算した額を下回ること。また、平成十一年度及び十二

年度の当初予算における額は、各年度の前

年度の当初予算の額のおおむね二パーセン

トを増加した額を上回らないこと。

(二) 公共投資関係費について、平成十年度の

当初予算における額は、平成九年度の当初

予算における額に比して七パーセントを減

じた額を上回らないこと。また、平成十一

年度及び十二年度の当初予算における額は、

は、その前年度の当初予算の額を下回ることとする。

(三) 文教関係費について、見直し、抑制する

とともに、集中改革期間の各年度の当初予

合においては、運営なく当該各年度における財政赤字の対国内総生産比の見込み、または実績値を公表することとする。

算における国立学校特別会計への一般会計からの繰入金の額及び私立学校助成費の額がその前年度の当初予算の額を上回らないこと。また、教職員改善計画の計画期間の二年延長のための所要の措置を講ずること。

(四) 防衛関係費(「特別行動委員会関係経費」を除く)について、集中改革期間の各年度の当初予算の額は、その前年度の当初予算の額を上回らないこと。

(五) 政府開発援助費について、平成十年度の当初予算における額は、平成九年度の当初予算における額に比して一〇ペーセントを減じた額を上回らないこと。また、平成十一年度及び十二年度の当初予算における額は、その前年度の当初予算の額を下回るようになること。

(六) 主要食糧関係費について、集中改革期間の各年度の当初予算の額は、その前年度の当初予算の額を上回らないこと。

(七) 科学技術振興費について、平成十年度の当初予算における額は、平成九年度の当初予算における額のおおむね五パーセントを増加した額を上回らないこと。また、平成十一年度及び十二年度の当初予算における額は、その前年度の当初予算の額に対する増加額をできる限り抑制すること。

(八) エネルギー対策費について、集中改革期間の各年度の当初予算の額は、その前年度の当初予算の額を上回らないこと。

九 中小企業対策費について、集中改革期間

の各年度の当初予算の額は、その前年度の当初予算の額を上回らないこと。

(十) 人件費、その他の事項に係る経費の抑制について定めるとともに、補助金等の見直し・削減等について定めること。

(十一) 地方財政の健全化

(一) 地方公共団体は、財政構造改革に努め、その財政の自主的かつ自立的な健全化を図ることとする。

(二) 政府は、平成十年度の地方財政計画における地方一般歳出の額が、平成九年度の地方財政計画における額を下回るよう、必要な措置を講ずることとする。

(三) この法律は、公布の日から施行することとする。

(四) 政府は、財政構造改革の当面の目標の達成のため、更に歳出の改革と縮減のための措置を講ずることとする。

(五) 公共事業関係長期計画期間を延長するための関係法律の改正を行うとともに、その他所要の規定の整備を行うこととする。

(六) 本法律は、平成十一年度の公債発行等による財政構造改革の推進に関する特別措置法案に對する修正

に対する修正

財政構造改革の推進に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章 総則(第一条～第七条)

第二章 各歳出分野における改革の基本方針等

(第八条～第二十一条)

第三章 地方財政の健全化(第二十二条～第二十三条)

附則

第一条中「当面の方針」を「当面の方針等」とする。

第八条から第十二条までを削り、第七条を第八

条とし、第一章中第六条の次に次の二条を加え

提出されたが、否決された。

右報告する。

平成九年十一月五日

財政構造改革の推進等に關する特別委員長 中川 秀直

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

政府が講すべき制度改革等並びに「基本方針等及び」に改める。

第四条中「次のとおり」を「平成十五年度までに、一会计年度の国及び地方公共団体の公債の発行額及び借入金の額の総額を当該会計年度の国内総生産(国際連合の定めた基準に準拠して経済企画庁が作成する国民経済計算の体系における国内総生産をいう)の額で除して得られる数値を百分の三以下とする」と改め、同条第一号及び第二号を削る。

第五条を削る。

第六条第一項第六号を削り、同条第二項中「補正予算及び財政法」を「財政法(昭和二十二年法律第三十四号)」第二十九条で定める補正予算(以下單に「補正予算」という。)及び同法」に改め、同条を第五条とし、第一章中同条の次に次の二条を加える。

第六条第一項第六号を削り、同条第二項中「補正予算及び財政法」を「財政法(昭和二十二年法律第三十四号)」第二十九条で定める補正予算(以下單に「補正予算」という。)及び同法」に改め、同条を第五条とし、第一章中同条の次に次の二条を加える。

第六条 国及び地方公共団体は、平成十年度から平成十五年度までの間の各年度における国及び地方公共団体の公債の発行額及び借入金の額の総額が当該各年度の前年度における公債の発行額及び借入金の額の総額を下回るように努めるものとする。

第二章の章名を次のように改める。

第一章 各歳出分野における改革の基本方針等

第二章 第二節 社会保障

第六条 第二節 社会保障を削る。

第八条 第二節 社会保障を削り、第七条を第八

条とし、第一章中第六条の次に次の二条を加え

る。

# 官報 (号外)

(補正予算を提出する場合における歳出の削減等に関する計画の作成等)  
**第七条** 政府は、補正予算において公債又は借入金の限度額を増額するときは、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標を達成するために必要な歳出の削減又は歳入の増加に関する計画を作成し、当該補正予算とともに国会に提出しなければならない。

〔第二節 公共投資〕を削る。

第十三条の見出し中「公共事業予算」を「公共投資関係費」に改め、同条中「公共事業に係る予算」を「公共投資関係費」に改め、「踏まえ」の下に入札制度の改革等による公共工事に係る経費の縮減、公共事業に関する計画(公共事業に関し事業の目標及び量を定める全国に及ぶ計画であって、法律の規定に基づき策定されるもの又は政府が定めるものをいう。)の見直し等を行うことにより」を加え、「図る」を「図り、抑制する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する公共投資関係費とは、国、地方公共団体等が実施する社会資本としての道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設又は復旧の事業(国民生活の安定に寄与するための住宅の建設又は確保に関する事業を含む。)及び官公署施設の建設等の事業に関する一般会計予算に計上される経費をいう。

第十四条及び第十五条を削る。

〔第三節 文教〕を削る。

第十六条中「児童又は生徒の数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底、国と地方公共団体

との適切な役割分担等の観点から」を削り、同条を第十一条とする。

〔第五節 政府開発援助〕を削る。  
**第二十一条** 第二十一条を第十一條とする。

〔第六節 農林水産〕を削る。  
**第二十二条** 第二十二条を第十三條とする。

〔第七節 科学技術〕を削る。  
**第二十三条** 第二十三条を第十四條とする。

〔第八節 エネルギー対策〕を削る。  
**第二十四条** 第二十四条を第十五條とする。

〔第九節 中小企業対策〕を削る。  
**第二十五条** 第二十五条第一項中「とともに、集中改革期間においては科学技術振興費以外の経費との均衡に配慮する」を削り、同条を第十四條とする。

〔第二十六節 第二十九条及び第二十七条を削る。〕

〔第二十七節 第二十九条を第十五條とする。〕

〔第二十八節 水資源開発〕を削る。  
**第二十九条** 第二十九条を第十六條とする。

〔第二十九節 公共施設〕を削る。  
**第三十条** 第三十条を第十二條とする。

〔第三十一条を削る。〕

〔第三十二条を削る。〕

〔第三十三条を削る。〕

〔第三十四条を削る。〕

〔第三十五条を削る。〕

〔第三十六条を削る。〕

〔第三十七条を削る。〕

〔第三十八条を削る。〕

〔第三十九条を削る。〕

〔第四十条を削る。〕

〔第四十一条を削る。〕

〔第四十二条を削る。〕

〔第四十三条を削る。〕

〔第四十四条を削る。〕

〔第四十五条を削る。〕

〔第四十六条を削る。〕

〔第四十七条を削る。〕

〔第四十八条を削る。〕

〔第四十九条を削る。〕

〔第五十条を削る。〕

〔第五十一条を削る。〕

〔第五十二条を削る。〕

〔第五十三条を削る。〕

〔第五十四条を削る。〕

〔第五十五条を削る。〕

〔第五十六条を削る。〕

〔第五十七条を削る。〕

〔第五十八条を削る。〕

〔第五十九条を削る。〕

〔第六十条を削る。〕

〔第六十一条を削る。〕

〔第六十二条を削る。〕

〔第六十三条を削る。〕

〔第六十四条を削る。〕

〔第六十五条を削る。〕

〔第六十六条を削る。〕

〔第六十七条を削る。〕

〔第六十八条を削る。〕

〔第六十九条を削る。〕

〔第七十条を削る。〕

〔第七十一条を削る。〕

〔第七十二条を削る。〕

〔第七十三条を削る。〕

〔第七十四条を削る。〕

〔第七十五条を削る。〕

〔第七十六条を削る。〕

〔第七十七条を削る。〕

〔第七十八条を削る。〕

〔第七十九条を削る。〕

〔第八十条を削る。〕

〔第八十一条を削る。〕

〔第八十二条を削る。〕

〔第八十三条を削る。〕

〔第八十四条を削る。〕

〔第八十五条を削る。〕

〔第八十六条を削る。〕

〔第八十七条を削る。〕

〔第八十八条を削る。〕

〔第八十九条を削る。〕

〔第九十条を削る。〕

〔第九十一条を削る。〕

〔第九十二条を削る。〕

〔第九十三条を削る。〕

〔第九十四条を削る。〕

〔第九十五条を削る。〕

〔第九十六条を削る。〕

〔第九十七条を削る。〕

〔第九十八条を削る。〕

〔第九十九条を削る。〕

〔第一百条を削る。〕

〔第一百一条を削る。〕

〔第一百二条を削る。〕

〔第一百三条を削る。〕

〔第一百四条を削る。〕

〔第一百五条を削る。〕

〔第一百六条を削る。〕

〔第一百七条を削る。〕

〔第一百八条を削る。〕

〔第一百九条を削る。〕

〔第一百十条を削る。〕

〔第一百一十条を削る。〕

〔第一百二十条を削る。〕

〔第一百三十条を削る。〕

〔第一百四十条を削る。〕

〔第一百五十条を削る。〕

〔第一百六十条を削る。〕

〔第一百七十条を削る。〕

〔第一百八十条を削る。〕

〔第一百九十条を削る。〕

〔第一百二十条を削る。〕

〔第一百三十条を削る。〕

〔第一百一十一条を削る。〕

〔第一百二十二条を削る。〕

〔第一百三十三条を削る。〕

〔第一百四十四条を削る。〕

〔第一百五十五条を削る。〕

〔第一百六十六条を削る。〕

〔第一百七十七条を削る。〕

〔第一百八十八条を削る。〕

〔第一百九十九条を削る。〕

〔第二百条を削る。〕

〔第二百一十一条を削る。〕

〔第二百二十二条を削る。〕

〔第二百三十三条を削る。〕

〔第二百四十四条を削る。〕

〔第二百五十五条を削る。〕

〔第二百六十六条を削る。〕

〔第二百七十七条を削る。〕

〔第二百八十八条を削る。〕

〔第二百九十九条を削る。〕

〔第二百一百条を削る。〕

〔第二百一百一十一条を削る。〕

〔第二百一百二十二条を削る。〕

〔第二百一百三十三条を削る。〕

〔第二百一百四十四条を削る。〕

〔第二百一百五十五条を削る。〕

〔第二百一百六十六条を削る。〕

〔第二百一百七十七条を削る。〕

〔第二百一百八十八条を削る。〕

〔第二百一百九十九条を削る。〕

〔第二百一百一百条を削る。〕

〔第二百一百一百一十一条を削る。〕

〔第二百一百一百二十二条を削る。〕

〔第二百一百一百三十三条を削る。〕

〔第二百一百一百四十四条を削る。〕

〔第二百一百一百五十五条を削る。〕

〔第二百一百一百六十六条を削る。〕

〔第二百一百一百七十七条を削る。〕

〔第二百一百一百八十八条を削る。〕

〔第二百一百一百九十九条を削る。〕

〔第二百一百一百一百条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一十一条を削る。〕

〔第二百一百一百一百二十二条を削る。〕

〔第二百一百一百一百三十三条を削る。〕

〔第二百一百一百一百四十四条を削る。〕

〔第二百一百一百一百五十五条を削る。〕

〔第二百一百一百一百六十六条を削る。〕

〔第二百一百一百一百七十七条を削る。〕

〔第二百一百一百一百八十八条を削る。〕

〔第二百一百一百一百九十九条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一十一条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百二十二条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百三十三条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百四十四条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百五十五条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百六十六条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百七十七条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百八十八条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百九十九条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一十一条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百二十二条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百三十三条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百四十四条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百五十五条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百六十六条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百七十七条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百八十八条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百九十九条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一十一条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百二十二条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百三十三条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百四十四条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百五十五条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百六十六条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百七十七条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百八十八条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百九十九条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一十一条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百二十二条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百三十三条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百四十四条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百五十五条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百六十六条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百七十七条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百八十八条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百九十九条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一十一条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百二十二条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百三十三条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百四十四条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百五十五条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百六十六条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百七十七条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百八十八条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百九十九条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一十一条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百二十二条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百三十三条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百四十四条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百五十五条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百六十六条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百七十七条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百八十八条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百九十九条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一十一条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百二十二条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百三十三条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百四十四条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百五十五条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百六十六条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百七十七条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百八十八条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百九十九条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一十一条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百二十二条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百三十三条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百四十四条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百五十五条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百六十六条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百七十七条を削る。〕

〔第二百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百一百八十八条を削る。〕

れた「財政構造改革の推進についてに基づき、平成六年第一百一十九回国会において承認を受けた漁港整備計画の計画期間「平成六年度以降六年間」を「平成六年度以降八年間」に二年延長することについて国会の承認を求めるようとするものである。

## 二 本件の議決理由

我が国財政の危機的状況の下、現行漁港整備計画の計画期間を二年延長することは妥当な措置であると認め、本件はこれを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年十一月五日

財政構造改革の推進等  
に関する特別委員長 中川 秀直

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

## 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年十月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律  
(中小企業等協同組合法一部改正)

第一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号として、第四号の次に次の一号を加える。

五 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施設

第九条の二第二項から第十一項までの規定中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改める。  
第九条の二の二の二の次に次の一条を加える。  
(組合員以外の者の事業の利用の特例)

第九条の二の三 事業協同組合及び事業協同小組合は、その所有する施設を用いて行つている事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、

当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、省令で定めるところにより、第九条の二第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものとして、期間を定めて行政 庁の認可を受けたときは、同項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の利用分量の総額に対する割合が百分の二百を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。

二 行政庁は、前項の認可に係る事業について、第九条の二第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させて、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、省令で定めるところにより、同条第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなったと認めるとときは、当該認可を取り消すことができる。

発行」を付する。

第九条の九第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 所属員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施設

(中小企業団体の組織に関する法律一部改正)

第二条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第五項まで」の下に「及び次条」を加え、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓に関する施設

第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の次に次の二条を加える。

(組合員以外の者の事業の利用の特例)

第十七条の二 商工組合は、その所有する施設を用いて行つている前条第二項の事業について、組合員の脱退その他のやむを得ない事由により組合員の利用が減少し、当該事業の運営に著しい支障が生ずる場合において、省令で定めるところにより、同条第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものと認めるとときは、当該認可を取り消すことができる。

第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

第十七条の三第一項

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 事業協同組合、商工組合等の組合員たる中小企業者をめぐる経済環境の変化にかんがみ、組合の機能の拡充を図るため、組合の事業に組合員の新たな事業の分野への進出の円滑化を図るために必要な施設を加えるとともに、組合員以外の者に組合の施

の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の当該事業の利用分量の総額に対する割合が百分の二百を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。

2 主務大臣は、前項の認可に係る事業について、前条第三項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなつたと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。

3 第三十三条中「第七項まで」の下に「、第十七条の二」を加え、「及び第三号を」、第二号及び第四号に改め、「第八項までの規定」の下に「並びに第十七条の二」を加える。

4 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

5 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

6 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

7 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

8 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

9 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

10 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

11 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

12 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

13 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

14 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

15 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

16 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

17 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

18 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

19 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

20 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

21 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

22 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

23 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

24 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

25 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

26 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

27 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

28 第六十六条第一号中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。



九号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「五年」を「十年」に改める。

(水洗炭業に関する法律)の一部改正

第十四条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項中「一年間」を「一年間」に改める。

(旅行業法の一部改正)

第十五条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十六条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三項中「三年」を「五年」に改める。

## 官報(号外)

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条及び第十六条の規定並びに附則第七項及び第八項の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 第四条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定の施行の際現に建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条第一項中「五年」とする。第三条の規定による改正後の同法第十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第六条の規定による改正後の同法第五条第一項又は第二条の二(同法第六条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第十五条の規定の施行前に従前の登録の有効期間が満了する同法第三条の旅行業の登録に係るものを除く。)から適用する。

(薬事法の一部改正に伴う経過措置)

3 第五条の規定の施行の際現に薬事法第五条第一項又は第二条の二(同法第六条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第六条の規定による改正後の同法第五条第一項又は第二条の二(同法第六条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置)

4 第六条の規定の施行の際現に毒物及び劇物取締法第四条第二項の登録を受けている者の当該登録の有効期間については、第六条の規定による改正後の同法第四条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置)

5 第七条の規定の施行の際現に麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の免許を受けている者の当該免許の有効期間については、第七条の規定による改正後の同法第五十条の二の規定にかかるとおりである。

一 第十五条及び第十六条の規定並びに附則第七項及び第八項の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 第四条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定の施行の際現に建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条第一項中「五年」とする。

(第三条の規定による改正後の同法第十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第六条の規定による改正後の同法第五条第一項又は第二条の二(同法第六条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(旅行业法の一部改正に伴う経過措置)

4 第六条の規定の施行の際現に毒物及び劇物取締法第四条第二項の登録を受けている者の当該登録の有効期間については、第六条の規定による改正後の同法第四条第四項の規定にかかるとおりである。

(薬事法の一部改正に伴う経過措置)

5 第七条の規定の施行の際現に麻薬及び向精神薬取締法の一部改正に伴う経過措置

6 第八条の規定の施行の際現に健康保険法第四十一条ノ三第一項の指定を受けている保険医療機関又は保険薬局の当該指定の有効期間について

7 第八条の規定の施行の際現に健康保険法第四十一条ノ三第一項の規定による改正後の同法第四十一条ノ三第一項の規定にかかるとおりである。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

8 第八条の規定の施行の際現に健康保険法第四十一条ノ三第一項の規定による改正後の同法第四十一条ノ三第一項の規定にかかるとおりである。

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、行政改革の一環として、許可等の申請に係る国民の負担軽減を図るために、十六法律

(四十九項)を改正し、許可等の有効期間の延長を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(旅行业法の一部改正に伴う経過措置)

7 第十五条の規定による改正後の旅行业法第六条の二(同法第六条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第十五条の規定の施行前に従前の登録及び同法第六条の二第一項の有効期間の更新の登録(第十五条の規定による改正後の旅行业法第三条の旅行业の登録に係るものを除く。)から適用する。

(宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置)

8 第十六条の規定による改正後の宅地建物取引業法第二十二条の二第三項(同法第二十二条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定は、第十六条の規定の施行後に交付され、又は有効期間の更新を受ける宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の取引主任者証から適用する。

(業法第二十二条の二第三項(同法第二十二条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定による改正後の宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置)

9 第十六条の規定による改正後の宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の取引主任者証から適用する。

(業法第二十二条の二第一項の取引主任者証から適用する場合を含む。)の規定は、第十六条の規定による改正後の宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の取引主任者証から適用する。

1 不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正不動産鑑定業者の登録の有効期間を三年から五年とすること。

2 金融先物取引法の一部改正金融先物取引業者の許可の有効期間を三年から五年とすること。

3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正建築物における衛生的環境の確保に関する事業を営む者の登録の有効期間を三年から六年とする。

4 食品衛生法の一部改正飲食店等の営業の許可の条件として付することができる有効期間を四年を下らない期間から五年を下らない期間とすること。

5 薬事法の一部改正薬局開設の許可の有効期間を三年から六年とする。

6 医薬品の販売業の許可の有効期間を二年から六年とする。

7 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造剤業者又は向精神薬使用業者の免許の有効期間を三年から五年とする。

8 向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許の有効期間を三年から六年とする。

8

健康保険法の一部改正  
保険医療機関等の指定の有効期間を三年から六年とすること。

商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正

一部改正

商品投資販売業者及び商品投資顧問業者の許可の有効期間を三年から六年とすること。

特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正

特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可の有効期間を三年から六年とすること。

消費生活用製品安全法の一部改正  
第一種特定製品の型式等の承認の有効期間を一年以上七年以内から三年以上十年以内とすること。

高圧ガス保安法の一部改正

容器検査所の登録の有効期間を三年から五年以上十年以内において政令で定める期間とすること。

鉱業法の一部改正

租鉱権の存続期間を五年以内から十年以内とすること。

水洗炭業に関する法律の一部改正

水洗炭業者の登録の有効期間を一年から一年とすること。

旅行業法の一部改正

旅行業の登録の有効期間を三年から五年とすること。

宅地建物取引業法の一部改正

宅地建物取引主任者証の有効期間を三年から五年とすること。

17 施行期日等

(一) この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとすること。

(二) 所要の経過措置を規定すること。

二 議案の可決理由

本案は、行政改革の一環として、許可等の申請に係る国民の負担軽減を図るために、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成九年十一月六日

内閣委員長 谷津 義男  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

[別紙]

許可等の有効期間の延長に関する法律案に対する附帯決議

政府は、國民が豊かさを実感できる質の高い行政サービスの実現等を図るため、次の事項について、速やかに措置すべきである。

一 申請・届出手続の電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを速やかに実施すること。

一 許認可等の削減等整理合理化を進めること。

一 許認可等の有効期間については、今後も、更なる延長等について検討すること。

# 官 報 (号 外)

平成九年十一月六日 衆議院会議録第九号

明治  
三  
種  
郵  
便  
物  
語  
司  
日

(第一  
るため、七号の発送は都合により後日とな  
第九号を先に発送しました。)

発行所
虎ノ門二丁目五番四号
大蔵省印刷局
東京都港区
電話
03(3587)4294
定価
(本体 送 料 二二 〇〇 別 円)